

老発第0913第3号
平成25年9月13日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

「認知症高齢者グループホーム等火災対策報告書」を踏まえた
対処方針について

平成25年2月に発生した長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災を受け、総務省消防庁において「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が開催され、別添1のとおり、報告書がとりまとめられたところです。

各都道府県におかれましては、下記に留意するとともに、管内市町村、関係団体及び該当事業所に対して広く周知されるようよろしくお願ひします。

なお、下記の内容については、総務省と協議済みとなっています。

記

1 スプリンクラー設備の設置義務について

今回の報告書では、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる施設（主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設）のうち認知症高齢者グループホームなどの高齢者福祉施設（別添2の区分1の施設等に限る。以下1から5において「認知症高齢者グループホーム等」という。）について、原則として、全ての施設にスプリンクラー設備を設置することを義務づけることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、法令上の措置を待たずに、現在未設置の施設に対して、今回の報告書の趣旨を説明し、スプリンクラー設備の設置を積極的に働きかけていただきたい。

その際、厚生労働省において設けている介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度など各種制度を活用していただきたい。

また、今回の報告書では、地方公共団体は、認知症高齢者グループホーム等におけるスプリンクラー設備の設置を促進するため、事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じ、平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うことが期待されていることから、各都道府県及び各市町村においては、必要な対応をご検討いただくようお願いしたい。

2 自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

今回の報告書では、認知症高齢者グループホーム等について、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようになることが求められている。

この設置基準は、今後、法令上措置される予定であるが、認知症高齢者グループホーム等の従業員は、自動火災報知設備や火災通報装置の取扱いについて習熟していることや非火災報対策を行うことが求められるため、各都道府県及び各市町村においては、消防部局からの認知症高齢者グループホーム等に対する十分な技術的指導等が行われるよう、必要な協力をお願いしたい。

3 従業員教育について

認知症高齢者グループホーム等については、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、指導監査等の機会を通じて、「非常災害に関する具体的計画」に従業員への定期的な教育の時期が記載され、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、認知症高齢者グループホーム等に対して指導を行っていただきたい。

なお、平成22年度老人保健健康増進等事業により、公益社団法人日本認知症グループホーム協会が「グループホームの安全性確保・向上に関する調査研究事業報告書」(http://ghkyo.or.jp/top/modules/pico/index.php?content_id=19)において「4章グループホームの防火安全対策 教材テキスト」と「5章グループホームの防火安全対策 実践の手引き」を作成しているので、各市町村においては、管内の認知症高齢者グループホームに対して周知するとともに、必要に応じて、その活用を促していただきたい。

4 効果的な訓練の実施について

認知症高齢者グループホーム等については、訓練を行う際、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の事情を考慮し、その効果を高めていくことが必要である。

そのため、各都道府県及び各市町村においては、消防本部等と連携し、認知症高齢者グループホーム等に対して重点的な訓練指導を実施していただきたい。

また、別添3の「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」、別添4の事例などを認知症高齢者グループホーム等に周知し、効果的な訓練の実施について働きかけをお願いしたい。

5 近隣との協力体制について

認知症高齢者グループホーム等については、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と連携を図ることが必要である。

そのため、認知症高齢者グループホーム等は、日頃から地域への貢献や交流を図ることが重要であり、こうした取組により、地域において、高齢者福祉や施設への理解が深まり、緊急時におけるネットワークの強化が図られることが期待される。

各都道府県及び各市町村においては、施設の実施する運営推進会議等に地域の消防団などの出席を要請するなど、消防機関の協力を得ながら、近隣との協力体制における火災対応の実効性の確保を図っていただきたい。

6 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

施設の安全対策は、消防部局、福祉部局、建築部局の関係行政機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。

そのため、認知症高齢者グループホームなど介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス（別添2の区分2のサービスに限る。）を行う施設（以下6～7において「対象施設」という。）については、施設の安全確保を図るため、関係行政機関の情報共有と連携体制の構築が必要となる。

今後、具体的な方法等については別途通知を発出する予定であるが、各都道府県及び各市町村においては、対象施設からの指定又は指定の更新の申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と連携しながら、建築基準法や消防法など

の防火関係規定の適合状況について確認のうえ、指定や指定の更新を行っていただくことを検討している。

また、上記に関わらず、指導・監査の機会を通じて、各種法令の規定に係る不備を把握した場合には、関係行政機関へ必要な情報提供を行っていただきたい。

7 防火関係の法令に不適合な施設の改善

消防用設備や防火区画など防火上の不備がある施設については、関係行政機関において、当該施設の情報を共有し、早期の改善を促すことが求められている。

このため、都道府県及び市町村においては、対象施設のうち防火関係の法令に不適合な施設について、消防部局及び建築部局と連携しながら、防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促していただきたい。

さらには、介護保険法上の指定基準における防火関係の規定に係る不備についても重点的な指導を行っていただきたい。

認知症高齢者グループホーム等 火災対策報告書

平成25年9月

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会

目次

1 検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール	1
(1) 検討部会の目的	1
(2) 検討体制	1
(3) 検討部会の開催状況	1
2 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要	2
(1) 火災の概要	2
(2) 火災に対する国・地方公共団体の対応状況	4
(3) 認知症高齢者グループホームにおける設備基準等	4
3 認知症高齢者グループホーム等実態調査概要	6
(1) 自力避難困難な者が居住等する施設の概況	6
(2) スプリンクラー設備未設置理由等	9
(3) 建築基準法違反の状況	13
4 今後の火災対策のあり方	14
(1) 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題	14
(2) 火災対策に係る基本的な考え方	15
(3) ソフト面での対策	15
(4) ハード面での対策	16
(5) その他必要な対策	20
5 今後の進め方	21
(1) 検討結果の及ぶ対象	21
(2) 当面の対応	22

参考資料関係

・ 参考資料 1 認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について（消防庁）	23
・ 参考資料 2 小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（消防庁）	27

1 検討部会の目的、委員構成、開催スケジュール

(1) 検討部会の目的

平成 25 年 2 月 8 日（金）長崎県長崎市において死者 5 名、負傷者 7 名が発生した認知症高齢者グループホーム火災の教訓を踏まえ、認知症高齢者グループホーム等の火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行うことを目的とする。

(2) 検討体制

「予防行政のあり方に関する検討会」の部会として、次に掲げる有識者により「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」を開催した。

認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会（敬称略。五十音順）

役職	氏名	所属
委員	荒井 伸幸	東京消防庁予防部長
委員	石崎 和志	国土交通省住宅局建築指導課 建築物防災対策室長
委員	上田 孝志	札幌市消防局予防部長
委員	榎 一郎 (安藤 勝)	千葉市消防局予防部長 (第 1 回は安藤委員、第 2 回以降榎委員)
委員	勝又 浜子	厚生労働省老健局高齢者支援課 認知症・虐待防止対策推進室長
委員	河村 真紀子	主婦連合会事務局長
委員	佐々木 勝則	公益社団法人日本認知症グループホーム協会 理事
委員	佐々木美香子 (渋谷 芳生)	札幌市保健福祉局高齢保健福祉部 介護保険課事業指導担当課長 (第 1 回は渋谷委員、第 2 回以降佐々木委員)
委員	次郎丸 誠男	危険物保安技術協会特別顧問 (元消防研究所所長)
委員	野村 歓	元国際医療福祉大学大学院教授
委員	伯川 秀人 (柴原 憲仁)	長崎市消防局予防課長 (第 1 回は柴原委員、第 2 回以降伯川委員)
部会長	室崎 益輝	ひょうご震災記念 21 世紀研究機構副理事長
委員	山田 常圭	消防庁消防研究センター技術研究部長

(3) 検討部会の開催状況

第 1 回 平成 25 年 3 月 11 日

第 2 回 平成 25 年 5 月 24 日

第 3 回 平成 25 年 6 月 27 日

第 4 回 平成 25 年 8 月 8 日

2 長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災の概要

(1) 火災の概要

平成 25 年 2 月 8 日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム「ベルハウス東山手」において、死者 5 名、負傷者 7 名の被害を伴う火災が発生した。この火災の概要は以下のとおり。

ア 発生日時

出火時刻 平成 25 年 2 月 8 日（金） 時刻については調査中

消防機関の覚知時刻 19 時 43 分

鎮圧時刻 21 時 09 分

鎮火時刻 21 時 49 分

イ 建物概要・焼損状況

所在地 長崎県長崎市東山手町 6 番 16 号

施設名 グループホームベルハウス東山手

構造・階数 鉄骨造一部木造・地上 4 階建て

用 途 複合用途（グループホーム、事務所、共同住宅（消防法施行令別表第 1(16) 項イ））

建築面積 164.55 m²

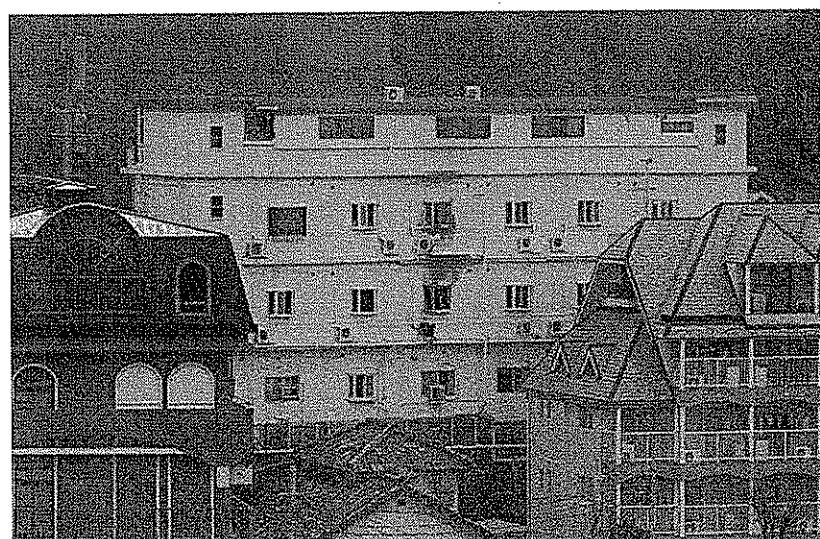
延べ面積 581.85 m²

（うちグループホーム部分の面積は 259.64 m²）

各階の用途 1 階・2 階：グループホーム

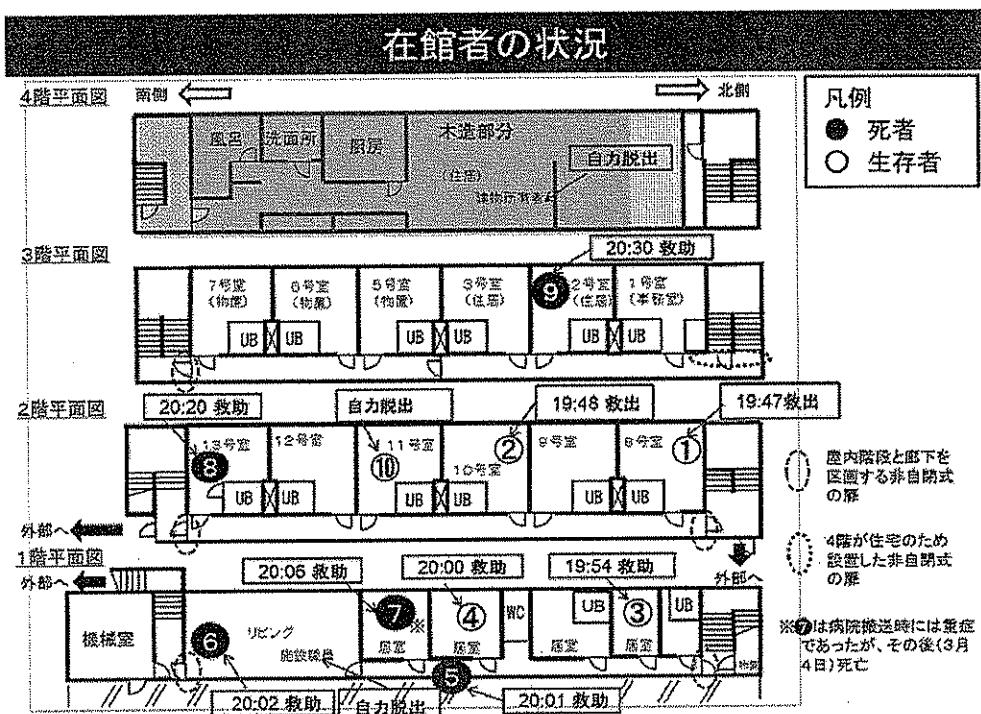
3 階・4 階：事務所・共同住宅

焼損状況 部分焼（焼損床面積 51.5 m²）



ウ 死傷者

死者 5人 (女性 5人)
 重症 1人 (男性 1人)
 中等症 4人 (女性 4人)
 軽症 2人 (男性 1人、女性 1人)
 合計 12人 (男性 2人、女性 10人)



エ 出火、火炎の延焼及び煙の伝播状況

2階 10号室の加湿器（火災の発生のおそれがあるとしてリコールの対象となっていたもの）から出火したものと推定。火炎の延焼及び煙の伝播状況のルートとしては、以下のように推測される。（上図参照）

(ア) 火炎の延焼

2階 10号室北側中央付近から出火した炎は、洋たんすに延焼し、その後天井、内壁へと燃え広がった。居室を延焼後は、開放されていた居室出入口や隣室との開口部を介して他室へ延焼した。

(イ) 煙の伝播状況

出火室内で発生した煙は、開放されていた居室出入口や開口部から流れ、防火区画が不完全な階段室、埋戻しが不完全なパイプスペースを介し建物全体へ拡大した。

(2) 火災に対する国・地方公共団体の対応状況

消防庁では、2月8日21時00分に長崎県から火災発生の報告を受け、予防課長を長とする災害対策室を設置し情報収集に当たった。このなかで、当該施設において死者が多数発生した状況が明確になったことから、翌9日7時35分、消防法第35条の3の2の規定に基づく「消防庁長官の火災原因の調査（特に必要があると認めた場合）」を実施することとし、消防庁及び消防研究センター職員7名を現地に派遣し火災原因調査を実施した。

また、2月12日には、認知症高齢者グループホーム等に係る類似の火災の発生を防止するため、「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（消防予第56号消防庁予防課長通知。参考資料1）を発出し、全国の消防本部に対して、認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設について防火安全対策の徹底を図るよう要請した。

更に、2月22日には、「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」（消防予第454号消防庁予防課長通知。参考資料2）を発出した。

(3) 認知症高齢者グループホームにおける設備基準等

ア 主な消防用設備等の設置基準

消防用設備等の種別	設置基準
消火器	規模・構造にかかわらずすべて
屋内消火栓設備	延べ面積700m ² 以上
スプリンクラー設備	延べ面積275m ² 以上
自動火災報知設備	規模・構造にかかわらずすべて
消防機関へ通報する火災報知設備	規模・構造にかかわらずすべて (※) 固定電話による代替は不可
誘導灯	規模・構造にかかわらずすべて

イ 防火管理等

- ・ 防火管理者の選任義務：従業員と利用者の合計が10人以上
- ・ 消防計画の作成・届出
- ・ 消防訓練（消火・避難訓練）の実施
- ・ 防炎物品の使用義務（カーテン・じゅうたん等）：すべての施設

消防法令における設備等設置に関する法体系

- 消防法では①消防用設備等の設置、②防火管理の実施、③防炎物品等の使用といった対策を通じ、火災予防を図っている。

消防用設備等の設置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防用設備等については、建物の用途・規模・構造に応じた消火設備、警報設備、避難設備等（下図参照）の設置が義務づけられているほか、設置後には半年ごとの点検、一定期間（社会福祉施設であれば 1 年）ごとの消防本部への報告が義務づけられている。 ○ 必要な設備等が設置されていない場合、是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金 100 万円以下）の対象となる。また、報告がされない場合も罰則（罰金 30 万円以下）の対象となる。 			
消防設備		消火器	屋内消火栓設備	スプリンクラー設備	
警報設備		<p>自動火災報知設備 ガス漏れ火災警報設備</p> <p>音響装置 受信機 感知器</p>		<p>消防機関へ通報する火災報知設備</p>	
避難設備		誘導灯	避難器具		
防火管理		<ul style="list-style-type: none"> ○ 防火管理は、一定規模の建物を対象に、防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等を義務化するもの。 共同住宅は、居住者が 50 人以上、(6) 項の福祉施設は従業員と施設利用者をあわせて 10 人以上となる施設が対象。 ○ 防火管理者の選任や消防計画は消防本部への届出が義務化されており、防火管理者未選任や消防計画の不履行は是正命令の対象となり、命令に応じない場合は罰則（懲役一年以下・罰金 100 万円以下）の対象となる。 			
防炎物品等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災時にカーテンやじゅうたん等が火災拡大原因になりやすいことから、社会福祉施設等など一定の建物について、燃えにくいカーテンやじゅうたん等の使用を義務づけるもの。 			

3 認知症高齢者グループホーム等実態調査概要

(1) 自力避難困難な者が居住等する施設の概況

ア 調査主体

消防庁

イ 調査の概要

① 調査対象

自力避難が困難な者が入居等する施設であって、平成 19 年の消防法施行令改正前にはスプリンクラー設備の設置義務がなかったもの（防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第 1 (6) 項口又はハに掲げる用途に供するもののうち、平成 25 年 2 月 22 日時点において次に該当するもの）。

- a 別表第 1 (6) 項口に掲げる防火対象物で延べ面積 1000 m²未満のもの
- b 別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、同表 (6) 項口に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積 1,000 m²未満のもの
- c 別表第 1 (6) 項ハに掲げる防火対象物のうち、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法上の短期入所、共同生活介護又は共同生活援助を行う施設
- d 別表第 1 (16) 項イに掲げる防火対象物のうち、c に掲げる用途に供する部分が存するもの

② 調査時点

平成 25 年 2 月 22 日

③ 主な調査項目

- a 防火対象物の延べ面積及び別表第 1 (6) 項口又はハに供される部分の延べ面積
- b 別表第 1 (6) 項口又はハの施設区分
- c 別表第 1 (6) 項口又はハに供される部分の収容人員
- d 別表第 1 (6) 項口に供される部分の最上階の階数
- e スプリンクラー設備の設置有無（設置されている場合はスプリンクラー設備の種類、設置義務があり設置されていない場合はその理由）

- f 直近1年間における避難訓練実施の有無
- g 防火管理者の選任有無

ウ 調査結果の概要

① 別表第1(6)項口の施設((16)項イの一部であるものを含む。)について

延べ面積1000m²未満の施設22,357施設のうち、275m²未満のものが7,189施設あり、そのうちスプリンクラー設備は約31%の2,238施設に設置されていた。

高齢者施設については、275m²未満の3,910施設のうち約47%の1,853施設にスプリンクラー設備が設置されていたが、特に認知症高齢者グループホーム(認知症高齢者対応型老人共同生活援助を行う施設)に関しては、275m²未満の施設2,082施設中約74%の1,544施設にスプリンクラー設備が設置されていた。

一方、障害者施設については、275m²未満の3,464施設のうち約11%の240施設にスプリンクラー設備が設置されていた。

用途	福祉施設の区分	総数	275m ² 未満(A)					
			SP有り(B)	設置率(B/A)	SP無し(C)	未設置率(C/A)		
		22,357	7,189	2,238	31%	4,951	69%	
(6)項目	高齢者系	16,949	3,910	1,853	47%	2,057	53%	
		老人短期入所施設	1,005	295	36	12%	259	88%
		養護老人ホーム	180	35	18	51%	17	49%
		特別養護老人ホーム	329	33	22	67%	11	33%
		有料老人ホーム	3,900	1,117	193	17%	924	83%
		介護老人保健施設	290	46	14	30%	32	70%
		老人短期入所事業を行う施設	586	302	26	9%	276	91%
	障害者系	認知症対応型老人共同生活援助を行う施設	10,659	2,082	1,544	74%	538	26%
			3,464	2,221	249	11%	1,972	89%
		障害児入所施設	222	75	7	9%	68	91%
		障害者支援施設	895	362	55	15%	307	85%
		短期入所を行う施設	355	176	32	18%	144	82%
		共同生活介護を行う施設	1,992	1,608	155	10%	1,453	90%
		乳児院	89	25	6	24%	19	76%
		救護施設	44	7	5	71%	2	29%
		その他(不明も含む。)	2,368	1,130	148	13%	982	87%

(備考) 1棟に複数の福祉施設区分が存する棟がある等の理由により、内訳の合計が総数とは一致しない。

② 軽費老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 ((16)項イの一部であるものを含む。)について

軽費老人ホーム 1,416 施設のうち、約 63% の 891 施設に、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 3,484 施設の内、約 52% の 1,816 施設に、それぞれスプリンクラー設備が設置されていた。

用途	福祉施設の区分		総数(A)	SP有り(B)	設置率(B/A)	SP無し(C)	未設置率(C/A)
(6)項目	高齢者系	軽費老人ホーム	1,416	891	63%	525	37%
		小規模多機能型居宅介護事業を行う施設	3,484	1,816	52%	1,668	48%

(2) スプリンクラー設備未設置理由等

ア 調査の概要

① 調査主体

厚生労働省

② 調査対象

平成 25 年 2 月 22 日時点で介護保険法の指定を受けている認知症高齢者グループホームのうち、スプリンクラー設備が未設置であって、棟単位の床面積が 275 m²未満の施設

③ 調査時点

平成 25 年 2 月 22 日

④ 主な調査項目

- a 訪問調査の概要
- b 施設の概要
- c スプリンクラー設備の未設置の理由等
- d 非常災害対策等の実施状況
- e 入居者の状況
- f 職員の状況

⑤ 調査方法

市町村の介護保険主管部局の職員が、調査対象の施設へ訪問した上で、調査票を記入。なお、同時に、施設に対する専門的な見地からの助言を行うため、可能な限り、消防本部（消防署）職員が同行して実施。

⑥ 調査票の回収状況

全 522 施設に対して調査を行い、100%を回収。

イ 調査結果の概要

① 施設の概要

調査対象施設の数は 522 施設であり、法人種別の内訳は、「株式会社・有限会社」が 63.6% (332 施設)、「社会福祉法人・医療法人」が 20.9% (109 施設)、「特定非営利活動法人」が 13.4% (70 施設)、「その他」が

2.1% (11 施設) となっている。

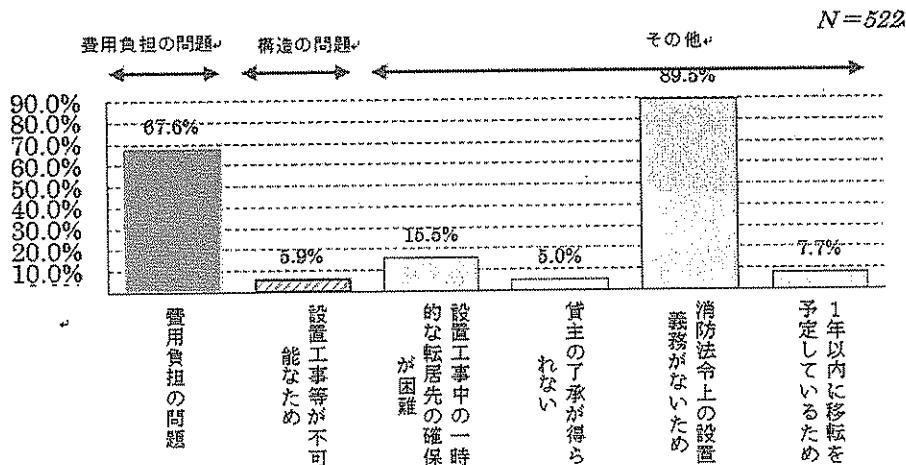
また、建物の構造別の内訳は、「木造」が 70.7% (369 施設)、「RC 造・鉄骨造」が 25.5% (133 施設)、「その他」が 3.8% (20 施設) となっている。

なお、建物の所有形態別の内訳は、「自己所有物件」が 60.2% (314 施設)、「賃貸物件」が 39.3% (205 施設)、「混合物件」が 0.6% (3 施設) となっている。

② スプリンクラー設備が未設置の理由等

a これまでスプリンクラー設備が未設置の理由<複数回答>

調査対象施設が回答した未設置の理由は、「消防法令上の設置義務がないため」が 89.5% (467 施設) と最も多く、次いで「費用負担の問題」が 67.6% (353 施設) となっている。



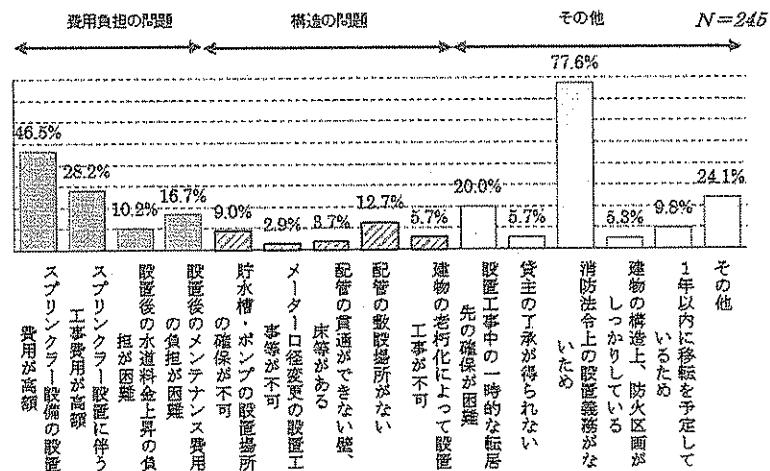
b 今後のスプリンクラー設備の設置予定<複数回答>

調査対象施設のうち、「今後設置する予定がある」と回答した施設は 53.1% (277 施設) となっている。

今後設置する予定があると回答した施設のうち、「平成 25 年度までに設置(平成 24 年度中含む)」と回答した施設が 46.9% (130 施設)、「具体的な時期は未定」と回答した施設が 46.2% (128 施設)、「平成 26 年度以降」と回答した施設が 6.9% (19 施設) となっている。

また、調査対象施設のうち、「今後も設置する予定がない」と回答した 245 施設 (46.9%) における今後も設置する予定がない理由は、「消防法令上の設置義務がないため」が 77.6% (190 施設) と最も多く、次いで「スプリンクラー設置費用が高額のため」が 46.5% (114

施設)、「スプリンクラー設置に伴う工事費用が高額のため」が 28.2% (69 施設) となっている。



c 高額であることを未設置理由としている施設の費用の見積額

bにおいてスプリンクラー設備の設置費用（設置に伴う工事費用を含む。）が高額であることを未設置の理由としている施設は 117 施設となっている。

そのうち回答があった施設（82 施設）の費用の見積額（1 m²当たり）は、「20,000 円以上 25,000 円未満」が 24.4% (20 施設) と最も多く、次いで「15,000 円以上 20,000 円未満」が 23.2% (19 施設) となっている。

価格帯 (費用 ÷ 面積 (1 m ²))	施設数	構成割合
10,000 円未満	3	3.7%
10,000 円以上 15,000 円未満	12	14.6%
15,000 円以上 20,000 円未満	19	23.2%
20,000 円以上 25,000 円未満	20	24.4%
25,000 円以上 30,000 円未満	13	15.9%
30,000 円以上	15	18.3%
合計	82	100.0%

スプリンクラー種別	施設数	構成割合	平均見積額
特定施設水道連結型スプリンクラー設備	57	69.5%	22,474 円
パッケージ型自動消火設備	5	6.1%	25,643 円
一般型スプリンクラー	20	24.4%	22,789 円
合計	82	100.0%	

③ 非常災害対策等

a 指定基準において義務付けられている事項＜複数回答＞

調査対象施設のうち、非常災害対策に関する具体的計画を策定している施設は 95.8% (500 施設)、非常災害時の関係機関への通報・連携体制の構築がなされている施設は 97.3% (508 施設)、従業者に対する定期的な周知が図られている施設は 97.1% (507 施設) となっている。

調査対象施設のうち、定期的な避難訓練を実施している施設は 96.2% (502 施設) となっている。

b 指定基準において努力義務とされている事項等＜複数回答＞

調査対象施設のうち、避難訓練の際に、地域住民の参加を求めて行っている施設は 45.2% (236 施設)、消防機関が関与している施設は 78.2% (408 施設) となっている。

調査対象施設のうち、非常時における避難誘導等の協力を地域住民にお願いしている施設は 79.5% (415 施設)、夜間の避難に関する訓練も実施している施設は 67.4% (352 施設)、運営推進会議の開催にあたって消防関係者に出席又は議題によって隨時協議した施設は 40.2% (210 施設) となっている。

④ 入所者の状況

調査対象施設における入居者 (4,440 人) のうち、施設が「自力で避難が困難な者」であると回答した人数は 49.9% (2,214 人) となっている。

⑤ 職員の状況

調査対象施設における夜間の職員の体制については、ほとんどが指定基準上の最低限の配置となっている。

1 ユニットの施設 (489 施設) のうち夜間の職員を 1 人配置している施設は 96.9% (474 施設) となっている。また、2 ユニットの施設 (32 施設) のうち夜間の職員を 2 人配置している施設は 90.6% (29 施設) となっている。

(3) 建築基準法違反の状況

ア 調査の概要

① 調査主体

国土交通省

② 調査対象

認知症高齢者グループホーム

② 調査時点

平成 25 年 3 月 22 日

③ 主な調査項目

建築基準法令のうち、防火・避難関係規定への適合状況

イ 調査結果の概要

調査対象となった認知症高齢者グループホーム 11,745 施設のうち、点検済みのものは 99.6% にあたる 11,697 施設であった。

そのうち建築基準法令のうち防火・避難関係規定への違反を把握したものは 1,778 件 (15.2%) であり、全てについて是正指導がされており、1,047 件 (違反件数の 58.9%) は是正済みとなっている。

4 今後の火災対策のあり方

(1) 認知症高齢者グループホーム火災に係る課題

ア 消防機関への通報について

長崎市認知症高齢者グループホーム火災（以下「本件火災」という。）では、自動火災報知設備の鳴動後に、火災通報装置の操作が行えず、施設からの通報がなされなかった。

特に認知症高齢者グループホームでは、少數の介助者により、初期消火、消防機関への通報、多數の自力避難が困難な者の避難誘導などを行う必要があることから、火災通報装置の操作・通報を適切に実施するためには、従業員に対する教育・訓練に加え、設備・装置に係る工夫も図るべきである。

イ 従業員による初期対応について

本件火災のあった施設では、消防訓練が十分に実施されておらず、初期消火のための消火器が近接して設置してあったが用いられなかった。

認知症高齢者グループホームでは、少數の介助者により多數の自力避難が困難な者の避難誘導なども行う必要があり、また、夜間における対応等に習熟することが求められることから、消防訓練を適切に行うことが特に重要である。

ウ 建築基準法令への適合について

本件火災での出火階以外での被害が拡大した要因の一つとして、階段における堅穴区画が建築基準法令に不適合であったことが関連した可能性がある。

さらに、こうした状況について、関係行政機関間で情報が共有されておらず、効果的な改善が図られていなかつたことも課題として挙げられる。

なお、国土交通省で実施した認知症高齢者グループホームに係るフォローアップ調査（平成25年4月26日公表）において、調査対象11,745件のうち建築基準法違反を把握したものの件数が1,778件であり、その違反内容としては、非常用照明装置、排煙設備の他に、防火上主要な間仕切壁や防火区画等の違反も把握されているところである。

(2) 火災対策に係る基本的な考え方

認知症高齢者グループホームは、1ユニットにつき最大9名の認知症高齢者が入居しているが、介助者が少數の施設であることから、火災時の入居者の避難が非常に難しい施設となっている。また、平成18年に発生した長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム「やすらぎの里」での火災（死者7人）や平成22年に発生した北海道札幌市の認知症高齢者グループホーム「みらいとんでん」での火災（死者7人）など、同様の施設で多数の死者が発生する火災も相次いでいる。

こうした施設における火災被害を繰り返さないためには、防火管理や近隣応援体制などのソフト面と、建築構造や感知・警報、消火設備などのハード面で総合的に対応することが必要である。

(3) ソフト面での対策

ア 従業員教育

認知症高齢者グループホームでは夜間の介助者が少なく、また、常に防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての従業員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

また、そのためには、施設が火災に対応するために法的に作成が求められる計画（消防法上の消防計画や指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等（以下「介護保険法上の指定基準」という。）の「非常災害に関する具体的な計画」）を作成する際に、従業員への教育の時期が記載されるように関係行政機関から指導助言するとともに、従業員への教育等の内容が適切なものとなるよう、関係法令に基づく立入検査等の機会において指導を行っていくことが必要である。

イ 効果的な訓練の実施

火災発生時の初期対応は、施設の従業員が行うこととなるが、限られた人数及び時間の中で、初期消火、消防機関等への通報、入所者の避難誘導等を行うためには日頃の消防訓練が重要である。

ただし、漫然と訓練を行うだけではその効果はあまり期待できず、被害の拡大に繋がる可能性も高いことから、訓練を行う際には、建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、具体的な避難経路や避難方法等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要である。

そのためには、消防本部等が施設に対して重点的に訓練指導を実施するとともに、「小規模社会福祉施設用の避難訓練マニュアル」や、他の施設で実践している参考となる事例について、福祉部局を通じて事業者に周知し、効果的な訓練の実施について働きかけていくことが重要である。

ウ 近隣との協力体制

火災時の被害軽減に向け、地域コミュニティと連携して訓練を行うとともに、通報や応援体制においても積極的に地域と施設の連携を図ることが必要である。

そのためには、施設は、常日頃から、地域住民とのつながりの場を提供したり、地域での自発的活動に積極的に参加するなど地域への貢献や交流を図ることが重要である。

一方、地域においても、高齢者福祉や施設に関する知識や理解が深まり、緊急時におけるネットワークの強化が図られることが期待される。

また、施設が実施する運営推進会議等に地域の消防団員や消防職員が参加するなど、消防機関と連携することにより、訓練や火災対応の実効性の確保を図ることも有効である。

(4) ハード面での対策

ア 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

自動火災報知設備と火災通報装置の連動については、自動火災報知設備の発信機が誤って操作された場合に消防活動に混乱を来すおそれがあるといった点などを鑑み、これまで法令上自動化を義務づけていなかつたものであるが、そのことが、本件火災のように被害が拡大した一因となつたと考えられる。

本件火災における状況からみると、少人数の介助者で多数の認知症高齢者の避難誘導を行うことが求められる認知症高齢者グループホームの特性を踏まえると、自動火災報知設備と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようとするべきである。

その際、施設側において次により非火災報対策を行うことや、消防機関側において連動機構による通報の場合の出動体制に配慮すること等の措置が求められる。

- ① 誤操作による出動を防止するため、従業員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。

- ② 非火災報又は誤作動と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- ③ 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- ④ 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等必要な非火災報防止対策を講じること。

また、認知症高齢者グループホームが入居する複合建物においても、建物に設置された自動火災報知設備の作動と連動した火災通報装置の作動をさせることとなる。その際、当該認知症高齢者グループホームが避難階にある場合や、他の用途部分と区画され煙の流入などの影響が相互にない構造である場合には、認知症高齢者グループホーム部分単独又は該当する部分が存する階単位で通報する仕組みとすることが考えられる。

イ 防火関係の法令に不適合の施設の改善

消防法令上必要な消防用設備等の未設置の施設や、防火区画や内装制限などの建築基準法令に不適合の施設においては、火災発生時に必要な初期消火、感知・通報、延焼拡大防止が図られないため、ソフト面の対策を行ったとしても、十分な効果が得られないこととなる。

したがって、特に認知症高齢者グループホームにおいて入居者の避難が困難であること等に鑑み、関係部局では、それぞれの所管事項に応じ、次のような措置を講じることが必要である。

① 消防用設備等の設置・改善

消防部局では、消防用設備等の不備がある施設や、消防用設備等の点検が不十分な施設に関し、他の事項に対する法令違反の状況も考慮した上で、火災発生時の危険性や悪質性が高いものに対し、警告・命令等の手段を講じ、徹底的に改善をさせていくことが必要である。

さらに、避難器具等については、法令上許容されるものであっても、入居者の状況によっては不適切なものもあることから、施設の実情に応じて適切なアドバイスをすることも求められる。

② 防火区画等の着実な形成

建築部局においては、防火区画等特に重要な防火上の不備がある施設の改善を図るため、違反建築防止週間等の機会を捉えて立入調査や改善計画の提出促進を図り、必要に応じ建築基準法第9条による違反

是正命令を行うなどの取り組みを的確に推進していくことが必要である。また、こうした施設についての情報を消防部局及び福祉部局と共有することが重要である。

特に、防火上主要な間仕切りについて着実に小屋裏まで達するよう措置することや、豊穴区画の形成、内装制限、避難用バルコニーの確保など、技術上の基準については、法令違反の是正の徹底を図る。また、既存不適格建築物についてできる限り現行規定への適合が図られるよう、施設の実情に応じて適切なアドバイスをすることも求められる。

③ 介護保険法上の指定基準の遵守

福祉部局においても、把握した情報の消防・建築行政との共有を図るとともに、消防部局及び建築部局と連携してこうした施設について防火関係の法令に適合させるための早期の改善を促し、さらには介護保険法の指定基準上の防火関係事項の不備についても、重点的な指導を行うことが必要である。

ウ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

① 基本的な考え方

認知症高齢者グループホームは、最も介助者が少ないときには1名の介助者が最大9名の認知症高齢者を介助する場合もあり、介助者による避難誘導を補完するためにも、ハード面の対策を併せて講じる必要がある。

避難誘導に要する時間を確保するための具体的な対策として、従前は 275 m^2 以上の施設のみに義務づけているスプリンクラー設備を、原則として全ての施設に設置するよう、設置対象を見直すべきである。

② スプリンクラー設備の設置に係る例外の考え方

ただし、一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画され、かつ、居室・廊下における延焼拡大が抑制された構造である施設については、スプリンクラー設備を用いずとも、火災時の避難誘導が有効に行われると想定されることから、現行の 275 m^2 以上 $1,000\text{ m}^2$ 未満の施設と同様に、スプリンクラー設備の設置を不要としても必要な安全性は確保されるものと考える。

a 一定面積以下ごとに準耐火構造等で区画されていること

入居者の寝室や共用室などの居室について、床面積 100 m²以内ごと、かつ、3室以内ごとに、隣接した部分との間が準耐火構造の壁及び床で区画されているものについては、当該区画から隣接部分への火炎・煙の流出を一定時間抑えることができるため、区画ごとに避難させるべき者の数を局限化できると考えられる。

認知症高齢者グループホームでは、基本的には個室化を進めていることから、この構造により、避難させるべき者の数を 3名程度に抑えることが可能となる。

b 居室・廊下における延焼拡大が抑制されていること

居室の壁及び天井について難燃材料で仕上げるとともに、廊下部分の壁及び天井について準不燃材料で仕上げているものについては、当該居室や廊下における火炎の成長を抑制することができることから、その間に避難誘導を行わせることができると考えられる。

また、次の①から④を満たす施設にあっては、火災の影響が少ない時間内に介助者が入居者を屋外に避難させられることの検証がされた場合、内装制限をする場合と同様に避難誘導が安全にできるものと考えられる。

- ① 入居者が避難階のみに存する施設
- ② 各居室に煙感知器が設置されていること
- ③ 居室に屋外に面した避難口があり屋外の安全な場所に出ることができるほか、当該避難口の施錠が火災時に解錠できること
- ④ 居室からの屋内側の避難経路が 2方向以上確保されていること

エ スプリンクラー設備の設置上の課題

特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置においては、接続されている水道口径や水圧が不十分な場合や、水道事業者の承認が得られない場合に、水道口径を大きくすることや、ポンプや水槽を設けることが困難な場合における技術的な対応としては、パッケージ型の自動消火設備を使うなどの解決策もある。また、公共用地等を活用してポンプや水槽を設けることにより解決した事例もあり、今後、これらを踏まえて関係者の理解を得ていく必要がある。

一方、建築基準法において防火上主要な間仕切り壁の設置が必要とされているが、スプリンクラー設備を設けた場合には在館者の避難性能の

向上が見込まれることから、その設置を合理化できないか検討することが必要である。

また、スプリンクラー設備の設置に必要な経費について、事業者の負担を軽減させるため、国においては、介護基盤緊急整備等臨時特例基金の助成制度や独立行政法人福祉医療機構、株式会社日本政策金融公庫による融資制度など各種制度の活用を促す必要がある。

地方公共団体においては、スプリンクラー設備の設置を促進するため、事業者に対する啓発や各種制度の周知、関係者間の調整のほか、必要に応じ、平成25年度の地方財政計画に計上された「地域の元気づくり事業費」や平成24年度補正予算で創設された「地域の元気臨時交付金」を活用した支援など、地域の実情に応じた取り組みを行うことが期待される。

オ 出火、延焼防止

本件火災は、火災発生のおそれがあるとしてリコール対象となっていたものから出火したものと推定されるが、施設関係者は、リコールに係る情報を把握したときは、回収等の対策を講じることが必要である。

また、消防法令に基づき、カーテン、絨毯等については、防炎物品が使われているところであるが、リコール対象の製品から出火した場合などにこうした施設における火災の延焼拡大を抑えるため、家具や布団、シーツ等についても、施設の特徴に鑑み、入居者になじみやすいものができるだけ配置されるよう留意しつつ、できるだけ防炎性能が確保されているものを用いることが望ましい。

そのほか、施設側が備品を整える際に、防炎製品が幅広く導入されるよう配慮することや、室内においておむつなどの可燃物をできるだけ少なくし、置く場合でも防炎性のカバーをかけるといった配慮も望ましい。

(5) その他必要な対策

ア 関係行政機関の情報共有・連携体制の構築

認知症高齢者グループホームにおける安全対策を講ずるためにには、消防部局、福祉部局、建築部局等の関係機関が情報を共有し、連携して対応することが不可欠である。

連携にあたっては、今回火災の発生した施設が建築基準法違反であつたことや、必要な訓練が十分なされていなかつたことを踏まえた対策が必要である。

具体的には、福祉部局が事業者からの指定又は指定の更新に係る申請を受けた場合に、建築部局及び消防部局と必要な連携をしながら、検査済証等により建築基準法や消防法などの防火関係規定の適合状況について確認のうえ、指定や指定の更新を行う。ただし指定の更新の際には、施設の迅速な安全確保を求めると共に、現に入居している要介護者への影響や改善に要する期間などを十分に考慮し調整することが必要である。

また、立入調査等を通じて、建築基準法や消防法などの防火関係規定に係る不備を把握した行政機関から他の関係機関への情報提供等が必要である。

さらに、防火関係規定に係る不備が把握された事業者から関係機関に対して適切な改善計画を提出させるなど、その後の改善指導に的確に結びつけていくための体制の構築が必要である。

イ 利用者への情報提供

現在でも、利用者はスプリンクラー設備が設置されている等の防火上の措置に関する情報を、例えば介護サービス情報公表システム (<http://www.kaigokensaku.jp/>)において適切に把握できることから、引き続きこれらの仕組みが活用されるよう周知を図る。

また、アの体制を構築することにより違反対象物に対する是正は促進されると考えられるが、違反対象物の情報提供は利用者にとって有効であるため、平成23年度から東京消防庁において実施されている特定の違反をホームページや消防署窓口において、利用者が閲覧できる「違反対象物の公表制度」を参考にしながら、他の消防機関で実施する場合の問題点等を整理し、各消防本部への情報提供により自主的な取り組みについて推進を図っていく。

5 今後の進め方

(1) 検討結果の及ぶ対象

本検討部会では、認知症高齢者グループホームでの火災を踏まえて検討を行ったものであるが、現行の消防法令上、認知症高齢者グループホームと同様の火災危険があるものとして、消防法施行令別表第1(6)項口に掲げる次の施設がある。

- a ショートステイ、特別養護老人ホーム等の、要介護状態が高い者が入居又は宿泊する高齢者福祉施設
- b 生活保護法上の救護施設

- c 乳児院
- d 障害児入所施設
- e 障害者支援施設等

これらの施設については、規模の差はあるが、入居者の状態としては自力避難が困難な者が入居又は宿泊するものであり、同様の火災危険があるとして消防法令上の各種基準を設けているものである。

また、平成18年の長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を踏まえた消防法施行令の改正では、認知症高齢者グループホーム以外の高齢者福祉施設及び障害者福祉施設等についても同様にスプリンクラー設備の設置基準等の改正を行った。

ア 高齢者福祉施設の取扱い

認知症高齢者グループホームと、他の高齢者福祉施設は、年月の経過に伴い、入居者の認知症の進行や体力の衰え等により、自力避難がより困難になる可能性があるという入居者の特性が同じであるため、同様の対策を講じる必要性があると考えられる。

イ その他の施設の取扱い

高齢者福祉施設以外の社会福祉施設についても、別途設置した「障害者施設等火災対策検討部会」で火災予防対策の詳細について検討をし、本検討部会の検討結果を踏まえ、小規模施設における入居者の特性等に配慮しつつ、すみやかに結論を得るべきである。

(2) 当面の対応

火災安全対策として方向性が得られたものについては、できるだけ早期に必要な措置を講じることが望ましい。

このため、法令上の措置が必要な対策については、早急に細部検討を行い、制度の見直し等をするべきである。

また、運用上の対応が必要な事項についても、詳細に係る検討体制を速やかに構築するべきである。

なお、他の消火剤を用いた自動消火設備の開発などの技術開発についても注視し、必要な性能が検証されたものについては順次実用化を図っていくことが望ましい。

消防予第56号

平成25年2月12日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長

殿

消防庁予防課長
(公印省略)

認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(別紙1参照)において死者4人、負傷者8人の人的被害が発生しました。

当庁においては、火災発生後直ちに職員を現地に派遣し、関係機関とも協力の上、火災原因調査を行っているところです。

今後、調査結果を踏まえて対応を検討し、必要な措置を要請する予定ですが、当面は類似の火災の発生を防止するために、認知症高齢者グループホーム等に対し、特に下記の事項に留意の上、防火安全対策の更なる徹底を図られますようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあっては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

記

1 消防法令違反等の是正の徹底

消防法令違反等の防火安全上の不備事項がある施設等に対しては、関係部局との連携を確認するとともに、重点的に改善指導を図り、違反処理基準に基づき早急に所要の措置を講ずること。

2 夜間における応急体制の確保

火災時において従業者による避難誘導、通報等が確実になされる体制の確保等の観点から、夜間を想定し施設の実情を踏まえた避難訓練の実施を図ること。

3 火災予防対策の推進

下記事項を参考の上、出火防止、避難経路等の管理の徹底等の火災予防対策の推進を図ること。

(1) 喫煙等の火気管理の徹底を図ること。

- (2) 暖房機器や厨房機器等の火気使用設備・器具の管理の徹底を図るとともに、過熱防止装置などの出火防止機能に優れた機器等の使用の推進を図ること。
- (3) 階段、通路などの避難経路及び防火戸・防火区画の管理の徹底を図ること。
- (4) 寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品の使用の推進を図ること。

担当

消防庁予防課設備係 守谷、竹本

企画調整係 大嶋、齋藤

予防係 椎名、児玉

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

長崎県グループホーム火災（第6報）

消防防衛

平成25年2月9日

14時30分現在

1 発生日時等

発生時刻：平成25年 2月 8日 調査中
 覚知時刻：平成25年 2月 8日19時43分
 鎮圧時間：平成25年 2月 8日21時09分
 鎮火時刻：平成25年 2月 8日21時49分

2 発生場所

住 所：長崎市東山手町6番16号 グループホームベルハウス東山手
 用 途：複合用途（グループホーム、事務所、住宅（消防法施行令別表第1（16）項イ）

3 建物概要

構造 : 鉄骨造一部木造
 階数 : 4階建て
 建築面積 : 調査中
 延面積 : 529.4m²
 1階 : グループホーム 121.8m²
 2階 : グループホーム 148.56m²
 3階 : 事務所 149.04m²
 4階 : 住宅 110.00m²
 燃損程度 : 部分焼
 燃損床面積 : 調査中

4 死傷者等

(1) 人的被害

死 者 : 4人（女性4人）
 負傷者 : 8人
 （重症2人（男性1人、女性1人）、中等症4人（女性4人うち1人グループホーム職員）、軽症2人（男性1人、女性1人））

(2) 建物被害

出火建物 : 調査中

5 火災原因等

2階より出火
 他、調査中

6 消防用設備等の設置状況

消火器、火災通報装置、自動火災報知設備、誘導灯

- 7 防火管理の状況
防火管理者選任有、消防計画届出有
- 8 最新の立入検査
平成24年9月3日に長崎市消防局において立入り検査を実施
- 9 消防庁の対応
2月8日（金） 21時00分 長崎県から第1報受領
消防庁予防課において予防課長を長とする災害対策室を設置し、情報収集を実施中
21時30分 長崎県から第2報受領
22時35分 長崎県から第3報受領
23時30分 消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の
火災原因調査（特に必要があると認めた場合）を実施
することを決定。
23時35分 長崎県から第4報受領
2月9日（土） 0時00分 長崎県から第5報受領
7時35分より 火災原因調査のため消防庁職員2名及び消防研究
センター職員5名を順次派遣
13時56分 長崎県から第6報受領

<連絡先>
消防庁予防課設備係
守谷・竹本
Tel (03)5253-7523
Fax (03)5253-7533

消防予第454号
平成25年2月22日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼）

2月8日夜に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を受け、消防庁では「認知症高齢者グループホーム等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成25年2月12日付け消防予第56号）を発出し、認知症高齢者グループホーム等に対し、防火安全対策の更なる徹底を図っていただいているところですが、小規模社会福祉施設等について下記により関係部局と連携し調査を行うようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してその旨周知するようお願いします。

記

1 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令（以下「令」という。）別表第1（6）項又は（6）項ハに掲げる用途に供するもののうち、平成25年2月22日時点において、以下に該当するもの。

- (1) 令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物で延べ面積1000m²未満のもの
- (2) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、同表（6）項ハに掲げる用途に供する部分の床面積の合計が1000m²未満のもの
- (3) 令別表第1（6）項ハに掲げる防火対象物のうち、軽費老人ホーム、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設、同条第10項に規定する共同生活介護を行う施設及び同条第16項に規定する共同生活援助を行う施設
- (4) 令別表第1（16）項イに掲げる防火対象物のうち、上記（3）に掲げる用途に供する部分が存するもの

2 調査内容

別紙1、別紙2の調査様式により、別紙3の要領に従って、調査願います。

3 回答要領

- (1) 消防本部（東京消防庁、各指定都市消防本部を含む。）
調査様式（※別途メールで電子ファイルを送付します。）に必要事項を入力
の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。
- (2) 都道府県
ア 都道府県内における各消防本部からの回答を調査様式上ひとつのシートに取り
まとめ、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。
イ その際は、ファイル名は「〇〇県」とし、送付願います。

4 備考

集計の関係上、数字データについては半角で入力し、また、調査様式のセルの結合
等様式の変更は行わないようお願いします。

5 回答期限

平成25年4月19日（金）

6 その他関係省庁における調査への協力等について

本火災の発生を踏まえ、厚生労働省から別途、福祉部局に対し調査の依頼がなされ
ているところであります、福祉部局と連携を図りながら、以下の点に留意し、調査を実施
していただきますようお願いします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを念のため申し添えます。

(1) 福祉部局との情報共有等

福祉部局と、調査対象及び調査結果について情報の共有を図るとともに、必要
に応じて調整等を行うこと。

(2) 認知症高齢者グループホームの訪問調査への協力

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所。平成25年
2月22日時点で指定されているもの。）のうち、スプリンクラー設備が未設置
の事業所（認知症高齢者グループホームの用途に利用する部分の床面積が275m²
未満のものに限る。以下同じ。）に対して、厚生労働省老健局高齢者支援課認知
症・虐待防止対策推進室長より訪問調査を実施する旨が通知（別添1）されてい
る。この通知において、福祉部局が作成する認知症高齢者グループホームの事業
所一覧を消防本部へ送付した後、当該一覧に基づき、消防本部において確認され
たスプリンクラー設備が未設置の事業所の情報が消防本部から提供され次第、隨
時、福祉部局が当該事業所を訪問することを予定していることから、福祉部局か
らの依頼等に応じて、可能な限り速やかに（遅くとも3月8日（金）までには）
必要な情報の提供等に協力していただきたいこと。

また、今後、福祉部局から当該事業所に対する未設置理由の確認等のための訪
問調査に関して同行等の相談があった場合には、同時期に防火指導を行う等、福
祉部局の調査に実情に応じた協力をしていただきたいこと。なお、具体的な調査
内容等については、別途厚生労働省から福祉部局に対して連絡することを予定し

ていること。

(3) 障害者グループホーム、ケアホームの実態調査及び訪問調査への協力

障害者のグループホーム（共同生活援助を行う共同生活住居）、ケアホーム（共同生活介護を行う共同生活住居）については、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室長より、各都道府県、指定都市、中核市障害保健福祉主管部（局）長に対して、防火安全体制等に関する実態調査を依頼しているところである（別添2）。また、併せて、当該実態調査の結果、スプリンクラー設備が未設置のもののうち、主として重度の者が利用するもの等に対しては、追って、未設置理由の確認等のための訪問調査の実施を依頼する旨が通知されている。

このため、上記（2）と併せて、各都道府県、指定都市、中核市の福祉部局に対する必要な情報の提供等に協力いただくとともに、訪問調査に関して同行等の相談があった場合には、同時期に防火指導を行う等、福祉部局の調査に実情に応じた協力をしていただきたいこと。

なお、具体的な調査内容等については、別途厚生労働省から福祉部局に対して連絡することを予定していること。

総務省消防庁予防課設備係

担当：守谷、竹本、河口

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

E-mail：y2.kawaguchi@soumu.go.jp

三

別紙2

消防本部名	○○消防本部
(6) 項口関係において指導に苦慮している事例	
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	

小規模社会福祉施設等に係る実態調査における調査様式の記入要領

別紙1 調査様式について

- 1 調査様式の入力に当たっては、棟単位で記入するとともに、調査時点（平成25年2月22日時点）において把握している状況について記入して下さい。この場合において、必要に応じて福祉部局や建築部局が保有する情報を確認する等、可能な範囲で記入するようお願いします。
- 2 (1) 欄「整理番号欄」中の(2) 欄「棟の個別番号」については、一の事業所が複数の棟に分かれている場合には、同一整理番号とともに各棟について個別番号を記入してください。
- 3 「防火対象物」の記入欄について
消防法施行令（以下「令」という。）別表第1 (6) 項口又は(6) 項ハに掲げる用途に該当する単独の建築物の場合にあっては、(3) 欄又は(4) 欄に延べ面積を記入してください。
令別表第1 (16) 項イの防火対象物にあっては、(3) 欄に (6) 項口に掲げる用途に供される部分の床面積の合計を、(4) 欄に (6) 項ハに掲げる用途に供される部分の床面積の合計を、(5) 欄に (16) 項イの建築物の延べ面積を棟単位で記入してください。この場合において、(6) 項口又はハに掲げる用途に供される部分の床面積の合計については、防火対象物の共用部分を按分した面積を含めた数値が記録されていない場合等にあっては、当該用途に供される部分の専有面積の合計を記入してください。
- 4 「福祉施設の区分」の記入欄について
 - (1) 令別表第1 (6) 項口に掲げる用途又は(16) 項イの防火対象物の一部に(6) 項口に掲げる用途が存する場合、次の区分に応じて該当する施設区分の欄に「1」を記入してください。同一の棟で複数の福祉事業が行われている場合は、把握している範囲で該当するものに「1」を記入してください。なお、(19) 欄「その他」については、(6) 欄から(18) 欄までに掲げる施設区分に該当しないものがある場合又は施設区分に関して不明な場合に記入してください。
 - (6) 欄 老人短期入所施設
 - (7) 欄 養護老人ホーム
 - (8) 欄 特別養護老人ホーム
 - (9) 欄 有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）
 - (10) 欄 介護老人保健施設
 - (11) 欄 救護施設
 - (12) 欄 乳児院
 - (13) 欄 障害児入所施設

- (14) 欄 障害者支援施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (15) 欄 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設
- (16) 欄 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設
- (17) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (18) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第133号）第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設（主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）
- (19) 欄 その他
- (2) 令別表第1 (6) 項ハに掲げる用途又は(16)項イの防火対象物の一部に(6)項ハに掲げる用途が存する場合、次の区分に応じて該当する施設区分の欄に「1」を記入してください。同一の棟で複数の福祉事業を行っている場合は、把握している範囲で該当するものに「1」を記入してください。
- (20) 欄 軽費老人ホーム
- (21) 欄 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設
- (22) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第8項に規定する短期入所を行う施設（(6)項ロに該当するものを除く。）
- (23) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第10項に規定する共同生活介護を行う施設（(6)項ロに該当するものを除く。）
- (24) 欄 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項に規定する共同生活援助を行う施設

5 「事業所」の「法人種別」の記入欄は、(6)項ロ又は(6)項ハに該当する部分の事業所について以下の要領で記入してください。複数の事業所がある場合は、該当する複数の欄に「1」を記入してください。

- (25) 欄 地方公共団体
- (26) 欄 社会福祉法人
- (27) 欄 医療法人
- (28) 欄 株式会社
- (29) 欄 有限会社
- (30) 欄 社団・財団法人
- (31) 欄 特定非営利活動法人
- (32) 欄 その他

6 「防火対象物階層」の記入欄は、以下の要領で記入してください。

- (3 3) 欄 棟の地上階の階数
- (3 4) 欄 棟の地下階の階数
- (3 5) 欄 (6) 項口が存する階の最上階の階数
- (3 6) 欄 (6) 項ハが存する階の最上階の階数

7 「収容人員」の記入欄は、次により記入してください。

- (3 7) 欄 (6) 項口に掲げる用途に供される部分の消防法施行規則（以下「規則」という。）第1条の3に規定する収容人員の数値
- (3 8) 欄 (6) 項ハに掲げる用途に供される部分の規則第1条の3に規定する収容人員の数値

8 「建築物の種別」の記入欄は、以下の要領で記入してください。

- (3 9) 欄 建築基準法第2条第7号に定める構造である場合に「1」を記入してください。
- (4 0) 欄 建築基準法第2条第7号の2に定める構造である場合に「1」を記入してください。
- (4 1) 欄 (3 9)、(4 0)に該当しない場合に「1」を記入してください。

9 「消防法令の適用等の状況」の「消防用設備等」の「スプリンクラー設備設置有」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

- (1) 「設置根拠」の記入欄について
 - (4 2) 欄 スプリンクラー設備が設置されている防火対象物であって、令第12条又は消防法第17条第2項の規定による条例の規定でスプリンクラー設備の設置が義務づけられているものである場合に「1」を記入してください。
 - (4 3) 欄 消防法令上、スプリンクラー設置が義務づけられていないが、自主的に設置されているものを把握している場合に「1」を記入してください。
- (2) 「スプリンクラー設備の種別」の記入欄について
 - 棟に複数の種別のスプリンクラー設備が設置されている場合には、該当する欄のすべてに以下の要領で記入してください。
 - (4 4) 欄 特定施設水道連結型スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備以外の通常のスプリンクラー設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
 - (4 5) 欄 特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置されている場合に「1」を記入してください。
 - (4 6) 欄 パッケージ型自動消火設備が設置されている場合に「1」を記入してください。

10 「消防法令の適用等の状況」の「消防用設備等」の「スプリンクラー設備設置無」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

- (47) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があり、令第32条を適用して設置が免除されている場合に「1」を記入してください。
- (48) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があり、規則第12条の2又は第13条に掲げる規定により設置が免除されている場合に「1」を記入してください。
- (49) 欄 スプリンクラー設備の設置義務があるものの、設置されていない、又は当該設備は設置されているが、一部に消防法令等に定める技術基準に適合していない等の消防法令上の違反がある場合等に「1」を記入してください。

1 1 「消防法令適用等の状況」の「防火管理」の記入欄は、以下の要領でそれぞれ記入してください。

- (50) 欄 防火管理者の選任届が提出されている場合に「1」を記入してください。
- (51) 欄 消防計画が提出されている場合に「1」を記入してください。

1 2 「直近1年における消防訓練の実施有無」の記入欄は、直近1年で消防訓練を2回以上行ったことを確認できた場合は(52)欄に「1」を記入してください。

1 3 「避難上必要な施設等の管理についての状況（直近3年以内に指摘を行い未是正のもの）」の記入欄は、以下の要領で記入してください。

- (53) 欄 消防法（以下「法」という。）第8条の2の4の規定（火災予防条例（例）（昭和38年消防甲予発第73号）（以下、「条例（例）」といふ。）第41条の規定に準ずる火災予防条例の規定を含む）に基づき、物品が存置されていることによる違反を指摘し、是正を確認していないものがある場合に「1」を記入してください。
- (54) 欄 法第8条の2の4の規定（条例（例）第40条の規定に準ずる火災予防条例の規定を含む）に基づき、防火戸の管理等の違反を指摘し、是正を確認していないものがある場合に「1」を記入してください。

別紙2 調査様式について

調査対象に関わらず、管内の令別表第1（6）項口の福祉施設に対する指導に苦慮している事例がありましたら、自由に記入してください。この際、可能な範囲で概要の分かる図面等を添付するとともに、施設の実態に関する詳細を記入してください。

（例1）（5）項口と（6）項口の複合用途防火対象物で、（5）項口部分においても入浴、排泄、食事等の介護サービスが行われていることがあるため、当該部分を（6）項口として取り扱うかどうか、対応に苦慮している。

（例2）要介護状態にある者や障害の程度が重い者の数が多いにもかかわらず、夜間ににおける従業員数が少ない施設があるため、火災時における利用者の安全な避難の方法等の指導に苦慮している。

老推発 0222 第 1 号
平成 25 年 2 月 22 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置等実態調査について

平素より、認知症高齢者グループホームの円滑な運営にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

去る 2 月 8 日夜、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、入居者等が死傷するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、総務省消防庁では、本日付けで「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について（依頼）」（消防予第 454 号 各都道府県消防防災主管部長等宛て消防庁予防課長通知。別添 1 参照。以下「消防庁調査通知」という。）を発出し、小規模社会福祉施設等の消防用設備等の実態について調査を行うこととなりました。

については、下記の要領により、各市町村の介護保険主管部局も各消防本部と連携の上、本調査に協力するとともに、スプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホームに対しては、市町村の介護保険主管部局職員が、未設置理由の確認や夜間体制等を確認し、併せて当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認するようお願いいたします。また、この確認の際には、各消防本部（消防署）へ同行を依頼するようお願いいたします。

なお、貴職におかれましては、併せて管内市町村に対しその旨の周知と、管内市町村の訪問調査時の調査結果の取りまとめをお願いいたします。

おって、消防庁調査通知の結果等も踏まえ、貴職所管のスプリンクラー設備が未設置の認知症高齢者グループホーム以外の小規模社会福祉施設等の調査についても、通知する予定があることを申し添えます。

記

1. 調査対象

平成 25 年 2 月 22 日時点で、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき指定している管内の認知症対応型共同生活介護事業所（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所をいう。以下同じ。）のうち、スプリンクラー設備が未設置の事業所（認知症対応型共同生活介護事業所の用途に利用する部分の床面積が 275 m²未満のものに限る。以下同じ。）。

2. 消防庁調査通知への協力について

市町村の介護保険主管部局におかれでは、管内の全ての認知症対応型共同生活介護事業所の一覧（別紙様式参照）を速やかに作成の上、管轄する消防本部に送付願いたいこと。なお、消防本部に対しては、福祉部局からの依頼に応じて可能な限り速やかに（遅くとも 3 月 8 日（金）までには）スプリンクラー設備が未設置の事業所の情報提供を行うよう、消防庁調査通知により依頼しているところである。

3. スプリンクラー設備が未設置の認知症対応型共同生活介護事業所への訪問調査の実施

スプリンクラー設備が未設置の認知症対応型共同生活介護事業所に対しては、消防本部からスプリンクラー設備が未設置の事業所の情報が提供され次第、隨時、当該事業所を訪問し、現況について確認を行っていただきたいこと。その際に、未設置理由の確認や夜間体制の確認等の調査、また、これらに対する専門的な見地からの助言を実施していただきたいこと。併せて、当該事業所のスプリンクラー設置に関する今後の対処方針を確認していただきたいこと。

また、この訪問調査については、消防本部（消防署）職員と市町村の介護保険主管部局職員とが同行して実施することが望ましいこと。その旨の協力依頼は、消防庁調査通知により、各消防本部へ依頼していること。

4. 訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細について

3. の訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細（調査票の様式等）については、おつて通知する予定（2 月中目途）であること。

また、管内市町村の訪問調査時の調査結果については、貴職において取りまとめ（取りまとめの様式も別途通知）の上、平成 25 年 4 月 19 日（金）を当省への報告期限として、報告を求める予定であること。

市町村

市町村管内の認知症対応型共同生活介護事業所一覧

(平成25年2月22日時点)

※項目④～⑥については、各市町村が把握している範囲内で記入の上、速やかに管轄する消防本部に送付すること。

総務省消防庁及び厚生労働省老健局による スプリンクラー設置等のスケジュールに 基づく実態調査等のスケジュール

別添資料

3/8
3/22

4/19

【小規模社会福祉施設等に係る実態調査】

- 短期看老人木口頂6項各消防本部

認知症高齢者グループホーム

（1,000m²未満のもの））、
老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、
ケアホーム・グループホーム・短期入所施設

275m²未満でスクリーラー未設置の事業所
への訪問調査（約2,000件）

内 容：主に被保険者たちは、介護保険制度の本部主管部局により訪問調査の同行等の相談が実情に応じて協力して行われます。

【ア】リクラーー未設置理由の確認主管の確認由助言、各市町村介護設置認可未地から専門的

資料の共有

三

障障地発0222第1号
平成25年2月22日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域移行・障害児支援室長

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。去る2月10日、新潟県新潟市の障害者グループホームにおいて人的被害を伴う火災が発生しました。また、2月8日には、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームでも多数の入居者等が死傷する火災が発生したところです。

これを受け、今般、障害者のグループホーム・ケアホームの防火安全体制等に関して、実態把握のための調査を行いますので、別紙の調査要領に基づき、本調査へご協力いただきますようお願いいたします。

また、本調査により把握したスプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、主として重度の者が利用するケアホーム等に対しては、下記により、当該ケアホーム等の所在地を管轄する消防本部とも緊密に連携の上、スプリンクラー設備の未設置理由や設置に関する今後の対処方針等を実地により確認するとともに、グループホーム・ケアホームにおける防火安全体制に関して、専門的な見地から助言を行うようお願いいたします。

なお、本調査の実施及び調査内容等については、消防庁と協議済みであることを念のため申し添えます。

記

1. 消防防災主管部等との情報共有等

認知症高齢者グループホームの火災の発生を踏まえ、総務省消防庁から、別添1（「小規模社会福祉施設等に係る実態調査の実施について」（平成25年2月22日消防予第454号各都道府県消防防災主管部長等宛て消防庁予防課長通知。以下「消防庁調査通知」という。）のとおり、各都道府県消防防災主管部長等に対して、障害者グループホーム・ケアホームも含めた小規模社会福祉施設等の消防用設備等の実態について調査を行っているので、消防防災主管部等からの依頼に応じて、当該調査に協力するとともに、調査結果など必要な情報の共有を図ること。

2. 訪問調査の実施

本調査の結果、スプリンクラー設備が未設置のグループホーム・ケアホームのうち、以下の①から③のいずれかの要件に該当するもの（以下、「訪問調査対象グループホーム等」という。）に対しては、順次、訪問し、現況について確認を行っていただきたいこと。その際に、スプリンクラー設備の未設置理由、設置に関する今後の対処方針、当該訪問調査対象グループホーム等の夜間の支援体制等を確認するとともに、これらに対する専門的な見地からの助言を実施していただきたいこと。

なお、この訪問調査については、当該訪問調査対象グループホーム等の所在地を管轄する市町村の消防本部（消防署）職員と障害保健福祉主管部（局）職員とが同行して実施することが望ましいこと。その旨の協力依頼は、消防庁調査通知により、各消防本部へ依頼していること。

また、この訪問調査については、当該訪問調査対象グループホーム等の所在する市区町村の協力が得られた場合には、当該市区町村の障害保健福祉主管部（局）職員に依頼して実施することとして差し支えないこと。

（訪問調査対象グループホーム等の要件）

- ① 入居者のうち、障害程度区分4以上の者の割合が概ね8割を超えるケアホーム（消防法施行令別表第1の(6)項口に該当するケアホーム（同(16)項イの防火対象物の一部である場合を含む）
- ② 入居者のうち、次のア又はイに該当する者の割合が5割を超えるケアホーム（①に該当するものを除く）又はグループホーム
 - ア 障害程度区分4以上の者
 - イ 障害程度区分認定を受けていない者であつて、身体障害者手帳（1級）、療育手帳（重度）又は精神障害者保健福祉手帳（1級）を所持している者
- ③ スプリンクラーの設置に関して、専門的な見地からの助言を希望しているもの

3. 訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細について

2. の訪問調査時の具体的な調査内容等の詳細（調査票の様式等）については、追って、通知する予定であること。

また、訪問調査時の調査結果については、貴職においてとりまとめ（とりまとめの様式も別途通知）いただき、平成25年4月19日（金）までに、当職あて報告を求める予定であること。

(別紙)

調査要領

1. 調査票

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査（別添2）

2. 調査対象

平成25年2月22日時点で指定されている指定共同生活介護事業所・指定共同生活援助事業所

3. 調査基準日

平成25年2月22日

なお、質問項目により、別途基準日の指示がある場合には、当該指示によること。

4. 調査方法

① 調査票の送付・回収

都道府県・指定都市・中核市の担当課から、管内のグループホーム・ケアホームに「事業者記入用」のファイルを送付し、平成25年3月8日（金）までに回収すること。

② 訪問調査対象一覧の作成

回収した「事業者記入用」ファイルを基に、訪問調査対象グループホーム等を選別し、「訪問調査対象一覧」ファイルにとりまとめた上で、平成25年3月15日（金）までに5. の提出先へ送付すること。

③ 調査結果のとりまとめ

回収したデータを「集計報告用」ファイルに取りまとめた上で※、「事業所数等確認表」ファイルと併せて、平成25年3月22日（金）までに5. の提出先へ送付すること。

※ 「事業者記入用」ファイルの「集計シート」のデータが入力されている行をコピーし、「集計報告用」ファイルに、順次、貼り付けて下さい。

5. 提出先

bouka-anzen@mhlw.go.jp

6. 提出期限

(1) 訪問調査対象一覧（4. ②） 平成25年3月15日（金）17:00

(2) 集計報告用ファイル・事業所数等確認表（4. ③） 平成25年3月22日（金）12:00

※ 提出された資料は、公開対象資料として使用することがあります。

7. 照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室地域移行支援係

TEL：03-5253-1111（内線3045）

障害者のグループホーム・ケアホームにおける防火安全体制等に関する実態調査

[平成25年2月22日時点の状況について記載してください。
なお、質問項目により別途基準日の指示がある場合には、当該指示に基づき記入してください。]

1. 事業所の概要

注：太枠への入力をお願いします。

(1) 法人名・事業所名		(法人名)
		(事業所名)
(2) 事業所の所在地		都道府県名 <input type="text"/> 市区町村名 <input type="text"/> ※「市区町村名」欄には、指定都市の場合には区名まで記入してください。 町村の場合には、「郡名及び町村名」を記入してください。 (記入例) 足柄上郡松田町→「足柄上郡松田町」 横浜市中区→「横浜市中区」
(3) 開設年月		<input type="text"/> (記入例) 平成24年1月
(4) 法人種別		(以下の中から該当する番号を選んで記入してください) 1 地方公共団体 5 有限会社 法人種別 <input type="checkbox"/> 2 社会福祉法人 6 社団・財団法人 3 医療法人 7 特定非営利活動法人 4 株式会社 8 その他
(5) 定員及び住居数		利用定員 <input type="text"/> 人 共同生活住居数 <input type="text"/> 住居
(6) 従業者の状況		①世話人及び生活支援員の配置（夜間の時間帯を除く） 常勤 <input type="text"/> 人 非常勤 <input type="text"/> 人 常勤換算数 <input type="text"/> 人 ※常勤換算の計算式 従業者の1週間の勤務延時間／施設・事業所が定めている1週間の勤務時間 ②夜間の時間帯における職員の配置 ア 夜間における職員数（夜勤・宿直業務に従事している者に限る） 午前2時時点において勤務する職員数（実数） <input type="text"/> 人 ※直近1か月間における平均的な人數を記入してください。 イ アの職員が夜間において支援対象としている共同生活住居数及び 当該住居に入居している者の合計数 <input type="text"/> 住居 <input type="text"/> 人

(以下の設問については、共同生活住居ごとに記載をお願いします。)

住居名

2. 設備の状況

(1) 建物形態等

①状況	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 1. グループホーム 2. ケアホーム 3. 一体型		
②形態	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 1. 戸建住宅 2. 集合住宅 3. その他		
③利用部分 (集合住宅のみ)	階建ての	階部分	
④利用建物	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 1. 新築 2. 既存建物 (民家転用型) 3. 既存建物 (その他)		
⑤建物の所有	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 1. 自己所有 2. 賃貸 (無償を含む)		
⑥構造	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 1. RC造・鉄骨造 2. 木造 3. その他		
⑦面積	延床面積	m ²	
⑧同一敷地内に併設する施設等の有無	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 0. 無し 1. 有り		
(2) 消防法区分	(以下の中から該当する番号を選んで記入してください)		
	<input type="checkbox"/> 1. 消防法施行令別表第一(6)項口 2. 同(6)項ハ 3. 同(16)項イ (ケアホームに供する部分が(6)項ハに該当するもの) 4. 同(16)項イ (3以外のもの) 5. その他 ()		

(3) 消火設備の設置状況等 (下表の各欄は全て記入してください)

項目	設置義務 (0. 無し・1. 有り)	設置の有無 (0. 無し・1. 有り)	設置予定期限 (※1)	設置に要した 費用(※2)	公費による 補助金の有無 (0. 無し・1. 有り)
①消火器				万円	
②自動火災報知設備 (住宅用を除く)				万円	
③火災通報装置				万円	
④スプリンクラー設備 (下記のもの以外) (※3) (特定施設水道連結型) (パッケージ型自動消火)			-----	万円 万円 万円	-----
⑤防火管理者の選任及び届出					

※1 「設置予定期限」は、2月22日時点で設置していない場合に限り記入すること。

※2 「設置に要した費用」は、既に設置している場合に限り記入すること。

※2 「設置に要した費用」は、実績額 (国庫補助等の額を含めた総額) を記入すること。

※3 設置予定期限又は設置したスプリンクラーの種類に応じて、特定施設水道連結型は中段、パッケージ型自動消火は下段、それ以外は上段に記入すること。

(4)(3)(4)において、スプリンクラー設備の有無が「0. 無し」の場合 (設置予定期限が明確なものを除く) に回答してください。

①スプリンクラー設備の未設置理由として、最も当てはまるもの1つを以下の中から選んで記入してください。(2、5を選んだ場合には、() 内に具体的な理由を記入してください。)

- 1. 入居者の多くが自力で避難できると考えられるため
- 2. 必要水圧が確保できないなど立地や建物構造上の問題
()
- 3. 貸主の理解が得られない
- 4. 設置費用の問題
- 5. その他
()

②これまでにスプリンクラー設備の設置を具体的に検討したことありますか。以下の中から該当するものを選んで記入してください。「0. 有り」の場合は、検討した年度を記入してください。

- 0. 有り 1. 無し 検討年度 ()

③スプリンクラーの設置に関して、福祉部局職員や消防本部職員等による専門的な見地からの助言を希望しますか。

- 1. 希望する 2. 希望しない

3. 非常災害対策の実施状況

(1) 非常災害対策の状況(指定基準第70条(第154条及び第213条で準用)の遵守状況)							
①非常災害に関する具体的計画の策定				0. 無し 1. 有り			
②非常災害時の関係機関への通報・連携体制の構築				0. 無し 1. 有り			
③①及び②についての定期的な従業者に対する周知				0. 無し 1. 有り			
(2) 避難訓練の状況(平成24年1月1日～平成24年12月31日の状況について記入してください。)							
①実施の有無		定期的な避難訓練の実施		0. 無し 1. 有り			
		(うち夜間の避難に関する訓練の実施)		0. 無し 1. 有り			
②年間実施回数		回					
③地域住民の参加		地域住民の参加		0. 無し 1. 有り			
④消防機関の関与		避難訓練の実施にあたり、消防機関の参加又は消防機関からの助言を求める等、消防機関の一定の関与の有無		0. 無し 1. 有り			
(3) 協力者の有無		地域住民に、非常時における避難誘導等の協力をお願いしている者がいる		0. 無し 1. 有り			

4. 入居者の状況

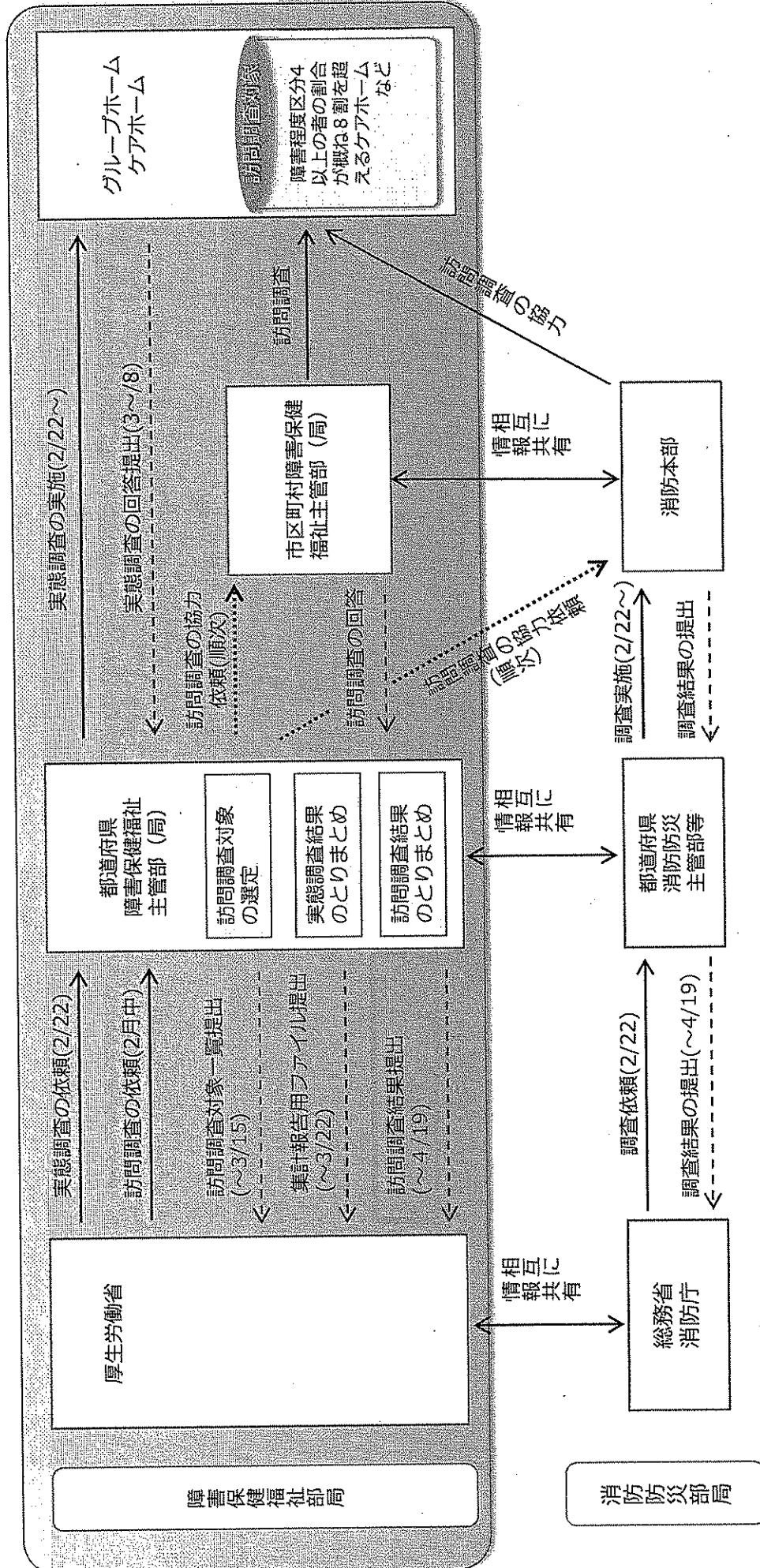
入居者の障害程度区分等	① 平成25年2月22日の入居者について記入してください。							
	区分なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
	人	人	人	人	人	人	人	0 人
※ 入居者のうち、障害程度区分4以上の者の割合(%)								#####
	② 「区分なし」のうち、身体障害者手帳(1級)、療育手帳(重度)又は精神障害者保健福祉手帳(1級)を所持している入居者数 人							
	※ 入居者のうち、障害程度区分4以上の者と②に該当する入居者数の合計の割合(%)							

5. 夜間の支援形態

当該住居の夜間の支援形態	(以下の中から該当する番号を選んでください(複数回答可))						
	<input type="checkbox"/> 1. 夜勤	<input type="checkbox"/> 5. 連絡体制の確保					
<input type="checkbox"/> 2. 宿直	<input type="checkbox"/> 6. 警備会社等による対応						
<input type="checkbox"/> 3. 住み込み職員	<input type="checkbox"/> 7. 対応なし						
<input type="checkbox"/> 4. 見回り対応							

障害者グループホーム・ケアホームにおける防火安全対策に関する実態調査のフロー図

(訪問調査を市区町村に依頼する場合)



別添 2

(区分 1) 消防法施行令別表第 1 (6) 項口に掲げる施設（主として自力避難が困難な者が入居又は宿泊する施設）

(現在の対象となる施設)

- ①老人短期入所施設、②養護老人ホーム、③特別養護老人ホーム、⑤有料老人ホーム（主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。）、
⑥介護老人保健施設、⑦老人短期入所事業を行う施設、⑧認知症対応型共同生活援助を行う施設

(平成 27 年度以降に対象となることが予定されている施設)

- ⑨軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、⑩小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、⑪その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの（「複合型サービス」などを想定）

(区分 2) 介護保険法上の指定基準において「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」等の防火関係規定を定めているサービス

- ①（介護予防）通所介護、②（介護予防）通所リハビリテーション、
③（介護予防）短期入所生活介護、④（介護予防）短期入所療養介護、
⑤（介護予防）特定施設入居者生活介護、⑥（介護予防）認知症対応型通所介護、⑦（介護予防）小規模多機能型居宅介護、⑧（介護予防）認知症対応型共同生活介護、⑨地域密着型特定施設入居者生活介護、⑩地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、⑪複合型サービス、⑫介護福祉施設サービス、⑬介護保健施設サービス

事務連絡
平成21年10月27日

総務省消防庁
予防課長様

全国消防長会
事務総長 熊谷道夫

「小規模社会福祉施設における避難誘導体制の確保」について（情報提供）

総務省消防庁から「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方方が示され、その中で、小規模社会福祉施設で火災が発生した場合において、入所者が安全に避難できるような避難誘導体制の確保の徹底を図る対応として、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性があるとされました。

このことから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において、避難誘導体制の確保の徹底を図る対応について審議、検討した結果、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が取りまとめられました。

つきましては、小規模な社会福祉施設管理者等に対し、避難誘導体制の確保について統一的な指導を行うため、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を基準例として防火安全対策を推進していただくよう、全国の消防長あて別添えのとおり通知しましたので、お知らせいたします。

別添え

「平成21年10月27日付全消発第338号 全国消防長会会長通知」

全消発第338号
平成21年10月27日

各会員殿

全国消防長会
会長 新井 雄治
(公印省略)

「小規模社会福祉施設における避難誘導体制の確保」について

総務省消防庁から「群馬県渋川市老人ホーム火災を踏まえた防火安全対策」について、再発防止の基本的な考え方が示されました。その中で、小規模社会福祉施設で火災が発生した場合において、入所者が安全に避難できるような避難誘導体制の確保の徹底を図る対応として、消防機関における適切な指導、教育を行う必要性があるとされました。

このことから、全国消防長会予防委員会及び同小委員会において審議、検討した結果、別添えのとおり「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」が取りまとめられました。

つきましては、各消防本部におかれましても、小規模な社会福祉施設管理者等に対し、避難誘導体制の確保について統一的な指導を行うため、「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」を基準例として、防火安全対策を推進していただきますよう特段の御配意をお願いいたします。

別添え

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」

小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル

1 目的

このマニュアルは、2、(1)に定める小規模社会福祉施設における避難誘導体制等を見直すとともに、自動火災報知設備及び運動型住宅用火災警報器（以下「自火報等」という。）の設置促進を図るため、避難訓練の実施及びその検証の具体的な指導方法を示すこととする。

なお、このマニュアルの活用にあっては、小規模社会福祉施設の実態に応じ、各消防本部で適用対象物、実施方法等を変更することができるものとする。

2 適用対象物

- (1) このマニュアルは、社会福祉施設（消防法施行令別表第一（6）項ロ及び（6）項ハに限る。）のうち、延べ面積がおおむね 300 m²未満の防火対象物（以下「小規模社会福祉施設」という。）に対し適用する。
- (2) 前1の目的を踏まえ、自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設を重点対象物とする。

3 訓練及び検証の基本的な考え方

- (1) このマニュアルでは、火災発生時に火災対応を行う職員その他の避難介助者（近隣事業所等の応援者を含む。以下「職員等」という。）がとるべき基本的な対応事項を示すとともに、小規模社会福祉施設の状況から算定される避難目標時間の設定方法を示している。当該対応事項を、設定した避難目標時間内に完了させることを目指して訓練を実施し、その検証を行うことで小規模社会福祉施設の避難誘導体制その他の防火安全対策を推進するとともに、自火報等の設置の必要性を関係者に示すことを基本的な考え方としている。
- (2) このマニュアルの訓練は、小規模入所施設（利用者を入所させるための小規模社会福祉施設をいう。以下同じ。）を前提としているが、小規模通所施設（小規模入所施設以外の小規模社会福祉施設をいう。以下同じ。）についても、実施することができる。

4 訓練の事前準備

(1) 事前相談等の実施

消防機関は、小規模社会福祉施設の職員等が、小規模社会福祉施設の実態や入所者等（小規模社会福祉施設の利用者をいう。以下同じ。）の状況を踏まえた避難介助の方法、避難経路の選択、避難目標時間の設定その他訓練の実施に必要な事項を適切に設定できるように、事前相談の機会等をとらえ必要な助言を行うものとする。

(2) 職員等及び入所者等の配置

入所者等の数（特に自力避難困難者の数）に比して最も職員等の数が少なくなり、また、入所者等の避難行動が最も困難な状況（小規模入所施設にあっては、通例、入所者等が就寝してい

る夜間) を想定して、職員等及び入所者等を配置し訓練を実施する。

小規模入所施設において、訓練に参加できない自力避難困難者がいる場合については、職員等が代役となるかダミー人形等を使用することとし、自力避難困難者以外の入所者等は可能な範囲で参加するものとする。

また、小規模通所施設(小規模入所施設で通所サービスが提供されている場合の当該サービス提供部分を含む。)にあっては、通例想定される施設の利用者数相当の人数の施設の利用者が参加することが望ましいが、同様に職員等が代役となり、又は参加可能な範囲で実施することで差し支えない。

(3) 出火点の想定

自力避難困難者の配置等の状況を勘案し、小規模社会福祉施設の居室等のうち、火災が発生した場合に避難に最も時間を要すると想定される居室等の中から、出火点として想定する居室等を小規模社会福祉施設の関係者と相談して選択する。

(4) 安全管理

訓練における事故を未然に防止するため、小規模社会福祉施設の職員等に訓練時の安全管理に関して次のことを指導するものとする。

ア 訓練における安全管理の主体は、小規模社会福祉施設の関係者であること。

イ 訓練の責任者となる小規模社会福祉施設の職員等が、事故につながるような項目のチェックを実施すること。

ウ 訓練前には、安全管理について、訓練参加者全員に周知すること。

エ 訓練前には、訓練の計画変更の有無を確認し、変更があった場合は、参加者に相違点を周知すること。

オ 訓練中は、参加者個々の行動を注視し、危険が予測される場合又は事故が発生した場合は、直ちに中止すること。

カ 消防用設備等を使用した場合は、訓練後に資器材等の収納を適切に行うとともに、受信機などのスイッチ類を確実に元の状態に復旧すること。

キ 訓練後は、安全管理面から気付いた点を記録して、その後の訓練に反映させること。

5 対応事項(訓練内容及びその実施方法)

訓練において職員等がとるべき対応事項は、おおむね次のとおりであるが、小規模社会福祉施設の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 火災の覚知

① 自火報等が設置されている場合

出火点に最も近い場所に設置されている感知器・住宅用火災警報器(以下「感知器等」という。)を発報させて自火報等を作動させるか、又は自動火災報知設備の作動を想定して受信機に当該感知器が作動した旨の模擬の表示等を行うことで職員等が火災を覚知することとする。

② 自火報等が設置されていない場合

火災を発見した入所者等から連絡を受ける等により、職員等が火災を覚知することを想定し、これに要する時間として、訓練開始から1分30秒間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を1分30秒間進める。）こととする。

(2) 現場の確認

出火場所を確認し、自ら又は他の職員等に指示して、想定した出火点に消火器を携行し駆けつける。通常、想定した出火時間に職員等が仮眠状態で待機している場合は、自火報等の発報等の後15秒経過してから行動を起こすこととする。出火場所の確認行動は以下のとおりとし、火災を確認した者は、その場で「火事だー！」と2回叫ぶこととする。

① 自動火災報知設備が設置されている場合

受信機で火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、自動火災報知設備の発報場所を確認して出火場所に駆けつける。

② 連動型住宅用火災警報器が設置されている場合

出火点の発見と出火場所への到着に要する時間として、 $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間、職員等は初期の配置場所で待機する（又は計測時間を $(\sqrt{\text{延べ面積}} / 30)$ 分間進める。）こととし、その後、出火場所に駆けつける。

③ 自火報等が設置されていない場合

②に同じ。

(3) 火災室からの避難

職員等は、大声で付近の入所者等及び職員等に火災である旨、避難すべき旨を伝達・指示するとともに、最初の段階の避難として、まず火災室から入所者等を避難させる。

① 火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、廊下等へ一時的に退避させる。

② 火災室の入所者等が自力避難可能な場合は、「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

(4) 初期消火及び出入口の閉鎖

現場の確認を行った者が携行した消火器で、仮想の初期消火活動（放出のための動作を行った上で放出姿勢をとり、15秒間維持する。）を行う。

火災室からの退避若しくは避難及び初期消火が終了した時点で、火災室の出入口を閉鎖する。

(5) 自力避難困難者の建物外までの避難介助

(3)、①により火災室から一時的に退避させた自力避難困難な入所者等を、建物外まで介助を行って避難させる。具体的な避難介助の方法としては、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる等があるが、自力避難困難な入所者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害、認知症等による状況判断能力の低下等の種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。））に応じて実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

また、エレベータ等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、小規模社会福

祉施設の状況等により使用することができるものとする。

(6) 消防機関への通報

消防機関へ通報する火災報知設備又は電話等により火災である旨を消防機関へ通報する。

① 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていて自火報等と連動している場合

自動的に通報が行われることを想定することとし、特段の動作を要しないこととする。

② 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されているが自火報等と連動していない場合

現場の確認 ((2)における「火事だー！」の声の確認) の後に、消防機関へ通報する火災報知設備を作動させる。職員等が一人しかいない場合、火災室と消防機関へ通報する火災報知設備の位置関係、延焼状況、火災室の入所者（逃げ遅れ者）の状況等により、(3)から(5)までの行動よりも先に行うか、合間にを行うこととする。

③ 消防機関へ通報する火災報知設備が設置されていない場合

前②と同様の時点で電話により模擬通報を行う。消防機関への電話による模擬通報の内容は、おおむね次のとおりとする（検証の際にはおおむね必要事項が通報されていることを確認すればよいものとする。）。

通報者 119番をする。

消防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇〇（事業所名）で、〇〇施設（社会福祉施設の事業類型：（例）有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム）です。」

消防 「その施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消防 「近所に目標となる建物はありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇」

消防 「わかりました。すぐいきます。」

(7) 火災室以外にいる者の建物外等への避難

火災室以外にいる入所者等を避難させる。

① 火災室以外の自力避難困難者は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火、消防機関への通報の後、建物外等に介助を行って避難させる（避難介助の具体的方法については(5)と同じ。）。

② 火災室以外の自力避難が可能な者は、(3)から(7)までの行動の合間に、職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難して下さい。」と大声で叫ぶ等小規模社会福祉施設及び入所者等の実態に応じた方法（確実に伝達できる方法とする。）により避難を促し、自力で建物外へ避難させる。

また、①又は②のいずれの入所者等も、それぞれの居室から地上又は一時的な避難場所（屋外階段、バルコニー等）に避難する際に火災室を通過してはならないこととする。

避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。

最後に入所者等と職員等の全員の避難（一時避難場所への避難を含む。）を確認し、避難の完了とする。

なお、必要に応じ建物外へ避難した入所者等が建物内に再進入しないような工夫を講じさせるとともに、入所者等を避難行動後、引き続き部屋に戻すなど実際の火災時において建物へ再進入する誤解を与えるような訓練の実施方法は避けるよう配慮することとする。

(8) 近隣協力者への連絡

近隣協力者等がいる場合は、上記対応事項について応援を受けることができるとしている。この場合、職員等は可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡するものとする（自火報等と連動して近隣協力者等に連絡する装置を有している場合は、自火報等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から小規模社会福祉施設に駆けつけ（又は、自宅から小規模社会福祉施設までに要する時間待機し）、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行うこととする。

(9) 消防隊への情報提供

消防活動が効率的に行われるよう、消防隊に対しおおむね次の内容について情報の提供を行う。この場合、入所者等の名簿があれば持参するものとする。

- ・ 出火場所 「○階の〇〇〇」
- ・ 避難の状況 「入所者〇名のうち、〇名は避難済みで、このほか〇階の入所者は、〇階の〇〇〇（避難した一次避難場所）へ一時避難しています。」

6 訓練の検証と改善指導の方法

(1) 訓練の検証

前5に従って実施した訓練において職員等がとるべき対応事項のうち、前5、(1)から(7)まで及び(8)（近隣協力者等がいる場合に限る。）に要した時間を R_t とし、7により算定する避難目標時間（火煙が危険なレベルに達する時間）を T_f とした場合

$$R_t \leq T_f$$

であることを検証する。

なお、訓練に参加していない入所者等（代役がいる場合を除く。）がいる場合は、当該入所者等の避難に必要な時間を予測して、測定した R_t に反映するものとする。同様に、入所者等の安全管理上の理由等により避難行動の一部を省略した場合についても、省略した避難行動の部分に必要な時間を予測して、測定した R_t に反映するものとする。

これらの場合について、必要な時間の予測は、その人数、距離及び自力避難の困難の状況に応じて、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について」（平成19年消防予第231号）記4、(1)、イの移動時間の算定方法により算出するか、又は避難行動（ダミー人形等を使用してもよい。）を実測し、それに基づいて予測する方法で算定するものとする。

(2) 改善指導の方法

$R_t > T_f$ であった小規模社会福祉施設については、別紙の内容を参考に指導すること。

7 避難目標時間の設定

避難目標時間は、避難行動が完了する時間の目標時間である。このマニュアルの対象となる小規模社会福祉施設は、全体の規模が比較的小規模であることや、防火上の構造や区画の一般的な状況等を勘案し、建物全体を単位として避難目標時間を設定する。

避難目標時間 (T_f) は、火災室の状況に応じて算定される「基準時間 (T_{f1})」及び建物全体の状況に応じて算定される「延長時間 (T_{f2})」の和とする。

基準時間 (T_{f1}) 及び延長時間 (T_{f2}) は、当該建築物の条件により、別表のとおりとする。

別表

条件			時間	
火災室の状況	基準時間 (T_{fl})	内装制限の状況 (注 1)	不燃材料	
			5分	
			準不燃材料	
			4分	
		難燃材料	3分	
		なし	2分	
寝具・布張り家具の防炎性能の確保 (注 2)			+ 1分	
特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置 (注 3)			+ 2分	
建物全体の状況	延長時間 (T_{fr})	火災室からの区画形成	防火区画 (注 4)	
			3分	
			不燃化区画 (注 5)	
		その他の区画(注 6)	2分	
		床面積 × (天井高さ - 1.8 m) ≥ 200 m ²	1分	
+ 1分				
特定施設水道連結型スプリンクラー設備等の設置 (注 3)			+ 1分	
避難目標時間 $T_f = T_{fl} + T_{fr}$				

(注 1) 内装制限の状況については、火災室の壁（床面からの高さが 1.2m 以下の部分を除く。）及び天井の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げとする。

(注 2) 寝具・布張り家具の防炎性能の確保については、火災室において使用する寝具・布張り家具のすべてが防炎性能を確保している場合とする。

(注 3) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備等が設置されている場合とは、消防法施行令第 12 条第 2 項第 4 号に定める特定施設水道連結型スプリンクラー設備、平成 3 年消防予第 53 号「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドライン」により設置される住宅用スプリンクラー設備又はこれと同等以上の性能を有するスプリンクラー設備のヘッドが設置されている場合とする。

(注 4) 防火区画とは、建築基準法施行令第 112 条に定める基準により設けた区画のほか、準耐火構造の床若しくは壁又は防火戸により区画を形成するものも含むものとする。

なお、耐火建築物又は準耐火建築物以外の建築物については、建築基準法施行令第 113 条に定める基準により設けた防火壁を防火区画とみなすことができるものとする。

(注 5) 不燃化区画とは、仕上げを準不燃材料とした壁及び天井（天井の無い場合においては屋根）並びに防火戸又は準不燃材料（ガラスは網入りのものに限る。）で造った戸により区画を形成する（外気に面する開口部を除く）ものをいう。

(注 6) その他の区画とは、壁及び天井並びに戸（襖、障子又はこれらに類するものを除く。）により区画を形成するものをいう。

対応事項の完了までに要する時間が避難目標時間超過した際の指導要領

訓練の検証の結果、避難目標時間内に所要の対応事項が完了できなかつた場合には、以下に述べる要領を参考に、防火安全対策の指導を必要に応じて行うものとする。

1 問題点の指導

訓練時の行動等で問題と考えられる事項を指導するとともに、小規模社会福祉施設の設備、構造等で防火安全対策上の弱点となっている事項についても説明を行うものとする。

2 改善策の検討

前1で挙げた問題点及び避難目標時間から超過した時間等を勘案して、以下の項目の中から該当する改善内容を示し、実現可能な改善策を検討するよう指導する。

特に、自火報等が設置されていない小規模社会福祉施設で、避難目標時間の超過等が著しいものについては、自火報等（自動火災報知設備の設置義務がない小規模社会福祉施設にあっては連動型住宅用火災警報器）の早期設置を指導すること。

① 活動の迅速化

次に掲げる項目を実施することにより、対応事項に係る時間を短縮することを指導する。

- ア 訓練等により職員等の行動の迅速化を図る。
- イ 職員等相互の連携を図る。
- ウ 消防用設備等や防災設備等の操作・取扱い要領の習熟を図る。
- エ 自力避難困難者の搬送方法、技術の習熟を図る。
- オ 車イス等避難介助に使用する設備・機器等を増強する。

② 防火管理体制の変更

次に掲げる項目に関する体制を変更し、又は見直すことを指導する。

- ア 職員等の資質を考慮し、災害対応能力がいずれの日も平均化するよう、シフト体制を見直す。
- イ 自力避難困難者や受信機に近接した所に、職員等の事務所や仮眠室を設定する。
- ウ 目的地までの遠回りや職員等が互いに重複する行動をとらないようにするため、小規模社会福祉施設内の構造を良く理解し、役割分担を周知徹底する。
- エ 自力避難困難者の居所を避難容易な場所に変更する。
- オ 近隣住民との火災時の応援体制を整備するとともに、宿直等の人員を適正配置するなど職員等配分の適切化を図る。
- カ ③に掲げる消防用設備等その他の設備等の強化の状況により、避難経路・避難方法の見直しを行う。

③ 消防用設備等その他の設備等の強化

次に掲げる消防用設備等その他の設備等を設置し、又は改良するなど、避難目標時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図る。

- ア 自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器を設置する。
- イ 消防機関へ通報する火災報知設備を設置する。
- ウ 自動火災報知設備と消防機関へ通報する火災報知設備を連動させる（又は、自火報等の非火災報対策の進捗状況を踏まえ、自火報等の作動時点で消防機関へ通報する火災報知設備の起動又は電話による通報を行うこととする。）。
- エ 小規模社会福祉施設の中で通報連絡するための装置等（携帯電話、館内インターホン、コードレス電話子機等）を設置する。
- オ 近隣協力者等の応援要請装置を設置する。
- カ 119番通報を複数の場所で行うことができるようとする。
- キ スプリンクラー設備を設置する。
- ク 自力避難困難者搬送用器具の導入や改良を行う。
- ケ 火気使用設備器具等に自動消火装置を設置する。
- コ 消火器の設置を増強する。
- サ パッケージ型消火設備を設置する。
- シ 近隣の協力者への火災通報を自動火災報知設備と連動させる。
- ス 火災時に外部にその旨を通報する音響装置を設ける。
- セ 外部と直接出入りできる扉等で施錠しているものを自動火災報知設備と連動して解錠する仕組みとする。

④ 建物構造等の強化等

内装の不燃化、防火区画の設置等により、避難目標時間の延長と対応事項に係る時間の短縮を図ることを指導する。

- ア 全寝具・布張り家具（ソファー等）に防炎性能（これに相当する着火防止性能を含む。）を有する製品を使用する。
- イ 建物の内装の不燃化を図る。
- ウ 建物内を防火区画（準耐火構造の壁及び防火戸による区画）により細分化する。
- エ 火災室の区画を形成するよう出入口及び開口部を変更する。
- オ 火災室を区画するドアを自動閉鎖式にする。
- カ 一次避難場所や避難経路のスペースを広げる等見直しを行う。
- キ 避難経路を増やす。例えば、屋外階段や避難上効果が期待されるバルコニー等を確保する。
- ク 搬送・歩行の障害となる段差をなくす。

3 改善策の実施及び再効果確認

前2で検討した改善策を関係者と十分に協議して、火災発生時に効果のある改善策を計画する。この際、ソフト面の改善策は比較的早期に実施できると考えられるが、設備・建築の構造等のハード面の改善策は、時間等が必要となると考えられる。計画した改善策については、関係者に継続して指導するものとする。

なお、実施した改善策が維持されるよう、その内容を消防計画等に盛り込むよう指導する。

改善が図られた後、必要に応じて再度訓練及び訓練の検証を行うものとする。訓練の検証の結果、避難目標時間内に対応事項が完了しない場合は、前2の改善策に加え、次に掲げる改善策の例等を参考に更に効果的な改善を行うように指導する。

- ア 火気管理の強化を図る。
- イ 火気使用設備器具等の管理と点検の強化を図る。
- ウ コンセントの定期的な清掃等電気器具の管理と点検の強化を図る。
- エ 放火防止対策の強化を図る。
- オ 暖房用の灯油等は、屋外の物置等に保管する。
- カ 入所者等による火気器具（マッチ、ライター等）の持ち込み・使用状況に留意する。
- キ 消火器の使用方法を全職員等に周知する。
- ク 入所者等のうち、消火器が使用できる者に使用方法を周知する。
- ケ 避難施設、避難経路の定期的な点検による維持管理を行う。
- コ 入所者等個々の避難経路や避難方法等を全職員等に周知する。

「小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル」による
消防機関の指導の際の留意事項

1 訓練実施前の指導上の留意事項

訓練実施前に下記事項について指導すること。

- (1) 消火器の取扱い、自動火災報知設備等の確認方法など基本事項を実施できることを確認した上で、小規模社会福祉施設における避難訓練等指導マニュアル（以下「マニュアル」という。）による訓練を実施すること。

また、基本事項が実施できない場合は、基本事項を習得させた上で、マニュアルによる訓練を行うこと。

- (2) 実際の火災においては、初期消火、避難誘導時の自己の安全確保が重要であることから、安全確保にも十分配慮するよう指導すること。

- (3) マニュアルによる訓練を実施する場合は、消防計画等を尊重すること。

なお、新規に開設する小規模社会福祉施設であって、事業開始前のものについても、このマニュアルに準じた訓練の実施等を指導すること。

- (4) 消防法第8条の防火管理義務対象物以外の小規模社会福祉施設にあっても、避難誘導体制等を実質的に確保し、防火安全対策を講じることが極めて重要であるため、このマニュアルによる指導を行うとともに、消防法第8条に準じた避難誘導体制等の確保を指導すること。

このマニュアルの対応事項が消防計画に盛り込まれていない場合には、小規模社会福祉施設の実態を十分に踏まえたうえで、すべての対応事項を消防計画に盛り込むよう指導すること。

2 訓練実施時の留意事項

訓練実施時に下記事項に留意すること。

- (1) 訓練の実施にあたっては、訓練に参加することに支障がある入所者等もいることに十分留意し、入所者等の体調や参加の可否、訓練指導者を含めた小規模社会福祉施設側の安全管理体制等を確認すること。

- (2) 入所者等の参加の代わりに職員等による代役やダミー人形の使用が行われる場合には、実際の入所者等が避難する状況が可能な限り再現されるように工夫すること（実際の入所者等の歩行速度等を可能な限り再現する、ダミー人形を使用する場合にも実際の入所者等を介助する場合に必要な安全確認手順等を省略しない等）。

- (3) 適当な場所に計測担当者を配置し、火災室及び建物全体における対応行動に係る時間を計測するとともに、対応事項が適切に行われているか確認すること。

- (4) 自力避難困難者の搬送にあたっては、搬送に無理がないか、実態に即しているかを確認し、改良の余地のあるものについては、その旨関係者に説明すること。

- (5) 施錠、出入口・防火戸の扉開閉等については、夜間の状況を再現して行うこと。

- (6) 火災室の区画については、出入口等の閉鎖の時期及び閉鎖状況も確認すること。
- (7) 近隣協力者がいる場合には、通報連絡手順を確認し、小規模社会福祉施設の火災時の対応計画や建物内部の状況を把握することができる等の訓練参加による利点が大きいため、積極的な参加を指導すること。

3 訓練実施後の指導

訓練実施後に下記事項について指導すること。

- (1) 効果確認時に、対応行動のうちの適切に行われなかつた部分について改善を指導すること。
また、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかつた場合は、その要因を検討し対応行動に要する時間の短縮のため改善を図るよう指導すること。
- (2) 改善を行つた後に再度効果確認を行い、避難目標時間内に対応行動のすべてを完了することができなかつた場合は、対応行動に要する時間の更なる短縮その他防火安全対策の効果向上のため継続して改善を図ること。
- (3) 効果確認後は、一定期間ごとにこのマニュアルに基づく見直し訓練を継続して実施するとともに、小規模社会福祉施設の事情変更があった場合にも訓練を行うよう指導すること。
- (4) 避難目標時間の計測による効果確認のほかにも、想定した出火点以外の場所から出火した場合の避難経路・方法等の検討、停電等に備えた誘導灯・非常照明等の設置、避難した後の入所者等の安全確保策の検討等を行うよう指導すること。

また、繰り返し訓練を行う場合は、想定する出火点を変更することも考慮し指導すること。

4 その他

このマニュアルによる訓練・検証等の指導のほか、防火安全対策の指導を行うこと。

効果的な訓練を実施している施設の取組事例

1 運営推進会議を活用した取組例

- 利用者、地域住民、市町村職員等で構成される「運営推進会議※」(2ヶ月に1回開催)を活用して、地域住民も参加した訓練を実施。

※ 運営推進会議～地域に開かれたサービスの質の向上のため「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)により義務づけ

- 訓練終了後、地域住民も参加した反省会等により改善見直しを行うPDCAサイクルを導入し、防火管理の充実、向上を図るための取組みを行っている。

<効果>

- ・ 訓練を通じて様々な課題が明確になり、職員全員で訓練の実施方法の見直しや、その後の意見交換を行う必要性を感じることができる。
- ・ 訓練により明確になった課題については、職員だけでなく、地域住民や関係者と共有することが重要であることが確認できる。
- ・ 利用者の暮らしぶりや、グループホームという生活の場が、地域住民や関係者に理解されることにより、実効力のある工夫や知恵が生まれ、明らかになった課題に対して実践的な取組みにつなげることができる。

2 実践的な訓練を継続して実施することにより内容を充実させている取組例

- 平成17年の開所時から消防機関立ち会いのもと、年2回の実践的な訓練を実施し、訓練内容の充実を図っている。
- 訓練実施時の反省点・次回への課題等を継続して検討結果報告書にまとめ、定期的に実施結果の検討を行っている。

<訓練内容>

- ・ 火災が発生した場合に、人命危険が高い状況(夜間等)を想定した訓練を実施。
- ・ 出火場所・避難経路等を不明とし、対応する職員間において事前の打ち合わせをせずに実施。

<効果>

- ・ 実践的な訓練を継続して実施することにより、訓練における課題及びその対策が明確となり、施設の実情に即した、より実効力のある訓練を実施していくことができる。
- ・ 夜間を想定した実践的な訓練を継続的に実施することにより、訓練のマンネリ化を防止し、職員の緊張感を維持することができる。

3 他のグループホームの訓練に参加している取組例

- 客観的な視点から訓練における問題点等を確認するため、他のグループホームの訓練の見学を行っている。

<効果>

- ・ 他のグループホームの新入職員等の訓練を見学することは、自己と置き換えて学ぶことができ、非常に有効である。